令和元年度

電 気 保 安 統 計

令和3年3月

令和5年4月修正

令和7年3月修正

経済産業省商務情報政策局産業保安グループ電力安全課
独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

＜令和元年度電気保安統計目次＞

Ⅰ． 電気保安統計とは ･･･ 1

Ⅱ． 用語の解説 ･･ 1

Ⅲ． 電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者 ･･････････････････ 3

○ 各種集計表(令和元年度)

第 1 表:電気事故件数総括表 ･････････････････････････････････････ 5
第 2 表:水力発電所(水力設備) 事故被害数表 ･･････････････････････････ 6
第 3 表:水力発電所(電気設備) 事故被害数表 ･･････････････････････････ 7
第 4 表(1):火力発電所(汽力設備) 事故被害数表 ････････････････････････ 8
第 4 表(2):火力発電所(ガスタービン設備) 事故被害数表 ･･････････････････ 9
第 4 表(3):火力発電所(内燃力設備) 事故被害数表 ･･････････････････････ 10
第 5 表:火力発電所(電気設備) 事故被害数表[原動力別:汽力] ･･････････････ 11
第 5 表:火力発電所(電気設備) 事故被害数表[原動力別:ガスタービン] ････････ 12
第 5 表:火力発電所(電気設備) 事故被害数表[原動力別:内燃力] ････････････ 13
第 5 表:火力発電所(電気設備) 事故被害数表[原動力別:組合せ] ････････････ 14
第 6 表:太陽電池発電所 事故被害数表 ･････････････････････････････ 15
第 7 表:風力発電所 事故被害数表 ･････････････････････････････････ 16
第 8 表:変電所 事故被害数表 ･････････････････････････････････････ 17
第 9 表:送電線路及び特別高圧配電線路 事故件数表 ･････････････････････ 18
第 10 表:高圧配電線路 事故件数表 ････････････････････････････････ 19
第 11 表(1):電気火災事故及び感電負傷事故件数表 ･････････････････････ 20
第 11 表(2):電気工作物の破損等による死傷･物損事故件数表 ････････････ 21
第 12 表:事故発生箇所別供給支障事故件数表 ･････････････････････････ 22

○ 過年度比較(平成 22 年度～令和元年度)

第 1 表:電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者の電気事故件数の推移(設備別) ･･･ 23
第 2 表:電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者の電気事故件数の推移(事故種類別) ･･･ 24
第 3 表:電気供給支障事故の推移 ･･････････････････････････････････ 25
第 4 表:電力設備別事故の推移 ････････････････････････････････････ 26
第 1 図:電気供給支障事故の推移 ･･････････････････････････････････ 27
第 2-1 図:電力設備別事故率の推移(水力発電所) ･･･････････････････････ 28
第 2-2 図:電力設備別事故率の推移(火力発電所) ･･･････････････････････ 29
第 2-3 図:電力設備別事故率の推移(太陽電池発電所) ･･････････････････ 30
第 2-4 図:電力設備別事故率の推移(風力発電所) ･･･････････････････････ 31

第 2-5 図:電力設備別事故率の推移(変電所) ･･････････････････････････････ 32
第 2-6 図:電力設備別事故率の推移(送電線路及び特別高圧配電線路) ････････ 33
第 2-7 図:電力設備別事故率の推移(高圧配電線路) ････････････････････････ 34
第 3 図:感電死傷事故件数の推移 ･･ 35
第 4 図:電気火災事故件数の推移 ･･ 36

Ⅳ.　自家用電気工作物を設置する者　･･････････････････････････････････ 37

○　各種集計表(令和元年度)
第 1 表:自家用電気工作物詳報対象事故件数総括表 ････････････････････････ 39
第 2 表(1):感電死傷事故件数表 ･･ 40
第 2 表(2):感電以外の死傷事故件数表 ･･････････････････････････････････ 42
第 3 表:電気火災事故件数表 ･･ 43
第 4 表:電気工作物の破損等による物損事故件数表 ････････････････････････ 44
第 5 表(1):水力発電所(水力設備)の事故被害件数表 ････････････････････････ 45
第 5 表(2):水力発電所(電気設備)の事故被害件数表 ････････････････････････ 48
第 6 表(1):火力発電所(汽力設備)の事故被害件数表 ････････････････････････ 50
第 6 表(2):火力発電所(ガスタービン設備)の事故被害件数表 ････････････････ 54
第 6 表(3):火力発電所(内燃力設備)の事故被害件数表 ･･････････････････････ 56
第 6 表(4):火力発電所(電気設備)の事故被害件数表[原動力別:汽力] ･･････････ 57
第 6 表(4):火力発電所(電気設備)の事故被害件数表[原動力別:ガスタービン] ････ 59
第 6 表(4):火力発電所(電気設備)の事故被害件数表[原動力別:内燃力] ････････ 61
第 6 表(4):火力発電所(電気設備)の事故被害件数表[原動力別:組合せ] ････････ 63
第 7 表:燃料電池発電所の事故被害件数表 ････････････････････････････････ 65
第 8 表:太陽電池発電所の事故被害件数表 ････････････････････････････････ 67
第 9 表:風力発電所の事故被害件数表 ････････････････････････････････････ 69
第 10 表:変電所の事故被害件数表 ･･････････････････････････････････････ 71
第 11 表:送電線路の事故被害件数表･････････････････････････････････････ 73
第 12 表:需要設備(高圧)の事故被害件数表･･･････････････････････････････ 74
第 13 表:需要設備における波及事故件数表(被害箇所、地絡・短絡の要因、波及要因)･･ 75

○　過年度比較(平成 22 年度～令和元年度)
第 1 表:自家用電気工作物を設置する者の電気事故件数の推移(設備別) ･･････ 77
第 2 表:自家用電気工作物を設置する者の電気事故件数の推移(事故種類別) ･･･ 78
第 1 図:太陽電池発電設備事故件数の推移 ････････････････････････････････ 79
第 2 図:風力発電所事故件数の推移 ･･････････････････････････････････････ 80
第 3 図:感電死傷事故件数の推移 ･･ 81
第 4 図:電気火災事故件数の推移 ･･ 82

Ⅰ．電気保安統計とは

電気保安統計は、電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号）第 2 条（定期報告）の表第 4 号及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成 24 年経済産業省令第 71 号）第 2 条（定期報告）に基づき、電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者から経済産業大臣に提出された電気保安年報と、電気関係報告規則第 3 条（事故報告）第 1 項に基づき、自家用電気工作物を設置する者から経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に提出された電気事故報告書を集計したものです。

本統計では、発電、変電、送電、配電又は電気の使用等のために設置する機械、器具、電線路といった電気工作物に関連して発生した事故について、設備や事故の種類などといった観点から集計を行い、電気保安統計として公表しています。

本統計を電気保安のご参考としてお役立ていただければ幸いです。

Ⅱ．用語の解説

(1) 電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者[1]：　一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者（特定発電用電気工作物の小売電気事業等用接続最大電力の合計が 200 万 kW（沖縄電力株式会社の供給区域にあっては、10 万 kW）を超える者に限る。）をいう。

(2) 自家用電気工作物を設置する者[2]：　電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物を設置する者をいう。具体的には、600 ボルトを超える電圧で受電する電気設備や、電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業の用に供さない一定出力以上の発電設備を設置する者をいう。

(3) 電気火災事故：　発電機、電線路、変圧器、配線等に漏電、短絡、せん絡等の電気的異常状態が発生し、それによる発熱、発火が原因で、建造物、車両その他の工作物（電気工作物を除く。）、山林等に火災が発生した事故（工作物にあっては、その半焼以上の場合に限る。）をいう。

(4) 感電死傷事故：　充電している電気工作物や、当該箇所からの漏電又は誘導によって充

---

[1] 平成 29 年度電気保安統計までは、「事業用電気工作物設置者」と表記しておりましたが、法令上の表記と整合を取るため、記載の通り修正しました。

[2] 平成 29 年度電気保安統計までは、「自家用電気工作物設置者」と表記しておりましたが、法令上の表記と整合を取るため、記載の通り修正しました。
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/tebiki_index2.html

電された工作物等に体が触れたり、あるいは電気工作物に接近してせん絡を起こしたりすることで、体内に電流が流れ、又はアークが発生し、直接それが原因で死傷（アークによる火傷等も含む。）した事故又は電撃のショックで心臓麻痺を起こしたり、体の自由を失って高所から墜落したりすることなどにより死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に入院した場合に限る。）をいう。

(5) 電気工作物の破損事故：　電気工作物が変形、損傷若しくは破壊、火災又は絶縁劣化若しくは絶縁破壊が原因で、当該電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならなくなること又はその使用が不可能となり、若しくはその使用を中止した事故をいう。

(6) 供給支障事故：　電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより電気の使用者（当該電気工作物を管理する者を除く。）に対し、電気の供給が停止し、又は電気の使用を緊急に制限する事故をいう。ただし、電路が自動的に再閉路され電気が再び供給された場合を除く。

(7) 発電支障事故：　発電所の電気工作物の故障、損傷、破損、欠陥又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより当該発電所の発電設備が直ちに運転が停止し、又はその運転を停止しなければならなくなる事故をいう。

(8) 波及事故：　電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより他の電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者に供給支障を発生させた事故をいう。ただし、一般送配電事業の用に供する配電線路等が自動的に再閉路に成功した場合を除く。

(9) 電気事業法第 106 条に基づくその他の事故報告：　電気関係報告規則第 3 条に掲げる事故以外に経済産業大臣又は産業保安監督部長により電気事業法第 106 条の規定に基づき報告を求められた事故をいう。

(10) 旧電気事業者：　電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）の施行前の電気事業法（以下「旧電気事業法」という。）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者をいう。具体的には、旧電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般電気事業者（以下「旧一般電気事業者」という。）、第 4 号に規定する卸電気事業者（以下「旧卸電気事業者」という。）、第 6 号に規定する特定電気事業者及び第 8 号に規定する特定規模電気事業者をいう。

Ⅲ．電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者

ここでは、電気関係報告規則第 2 条（定期報告）の表第 4 号に基づき、令和 2 年 3 月時点で電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者から提出された電気保安年報を各表に沿って集計表としてまとめています。

また、電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行に伴い、事業者の定義に変更が生じています。過年度比較については、平成 27 年度までのデータとの比較ができるよう、電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者の中から、旧電気事業者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者に該当する者のデータを使って比較を行っています。

なお、周波数、電圧及び停電についての実績については、電力広域的運営推進機関が公表している「電気の質に関する報告書」[3]の記載を参照ください。

１．集計表の概要

(1) 第 1 表は、各種発電所、変電所、送配電設備において発生した事故を供給支障の有無と事故種類別にまとめたものです。
(2) 第 2 表から第 10 表は、各種発電所、変電所、送配電設備において発生した事故で被害のあった設備や部品を事故の原因別にまとめたものです。
(3) 第 11 表（1）及び第 11 表（2）は、電気火災事故、感電死傷事故、電気工作物の破損等による死傷・物損事故について、被害のあった設備を原因別にまとめたものです。また、死傷事故については死傷者の属性別にまとめています。
(4) 第 12 表は供給支障事故を規模別にまとめています。

２．過年度比較の概要

(1) 全体概況

令和元年度の電気事故件数は 15,058 件（第 1 表）です。事故の多くは高圧架空配電線路における事故で 13,966 件あり、全体の 92.7%を占めています。以下、他社事故波及（被害なし）（372 件）、送電線路及び特別高圧配電線路の架空（283 件）、高圧地中配電線路（228 件）、変電所（77 件）と続きます。

また、電気事故件数 15,058 件のうち、電気事業法第 106 条に基づくその他の事故報告にも該当するものが 2,067 件あり、全体の 13.7%を占めています。前年度の 1 件から大幅に増加した理由としては、台風 15 号に伴う千葉県房総半島の鉄塔倒壊、配電線断線・電柱倒壊等の被害が拡大した影響により、電気事業法第 106 条に基づく報告が求められた事故（2,066 件）が多数あったためです。

[3] https://www.occto.or.jp/houkokusho/2020/files/denki_no_shitsu_2019.pdf

(2) 電気の供給支障事故

令和元年度の供給支障事故件数は 14,896 件（第 1 表）であり、前年度の事故件数 21,874 件に比べ 6,978 件の減少となっています。これは、主に中部・近畿管内において、自然災害（特に風雨）に起因する事故が減少したことによるものです。供給支障事故件数 14,896 件のうち大半を占めるのは、例年と同じく高圧架空配電線路における事故で 13,959 件あり、その半数以上が電気工作物の破損による事故で 10,885 件発生しています。つまり、令和元年度の供給支障事故のうち、73.1%が高圧架空配電線路の設備破損に伴う事故です。

次に、過年度の旧一般電気事業者における供給支障事故件数及び供給支障事故率（年間需要電力量 1 億 kWh 当たりの供給支障事故件数）の推移を第 3 表及び第 1 図に示します。

供給支障事故率は、2.11 件/億 kWh であり、前年度の供給支障事故率 3.00 件/億 kWh に比べ 0.89 件/億 kWh の減少となっています（第 3 表）。

(3) 電力設備の破損事故

旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者における電力設備の破損事故件数及びその事故率を第 4 表及び第 2-1 図から第 2-7 図に示します。

設備別にみると、水力発電所、変電所、送電線路及び特別高圧配電線路（地中）の事故率は前年度に比べ増加していますが、その他の設備は事故率が減少しています。

最も事故件数の多い高圧架空配電線路の破損事故件数は 10,885 件であり、前年度の 13,812 件に比べ 2,927 件減少しています。これは、主に中部・近畿管内において、自然災害（特に風雨）に起因する事故が減少したことによるものです。

(4) 感電死傷事故

感電死傷事故は 15 件発生しています（第 2 表及び第 3 図）。前年度の 11 件に比べ 4 件増加しています。

(5) 電気火災事故

電気火災事故は 16 件発生しています（第 2 表及び第 4 図）。前年度の 4 件に比べ 12 件増加しています。

第１表　電気事故件数総括表

令和元年度分　　（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

事故の種類 / 供給支障 / 事故発生箇所		電気火災			感電死傷			電気工作物の破損等による死傷・物損			電気工作物の破損						供給支障（被害なし）	発電支障			電気事業法第106条に基づくその他の事故報告			事故総件数		
											主要電気工作物			その他の工作物												
		有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	有	無	計	有	無	計	有	無	計
発電所	水　力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	23	27	0	28	28	1	0	3	3	0	0	0	5	51	56
	火　力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	6	2	8	12	0	8	8	0	0	0	18	12	30
	燃料電池	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	太陽電池	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	風　力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
	原子力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	33	37	6	36	42	13	0	11	11	0	0	0	23	71	94
変電所		0	0	0	0	1	1	0	0	0	6	5	11	14	14	28	36				0	1	1	56	21	77
別送高電圧線路電及線び路特	架　空	1	2	3	1	3	4	0	0	0	3	2	5	110	31	141	131				3	0	3	246	37	283
	地　中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	12	11	23	1				1	0	1	13	14	27
	計	1	2	3	1	3	4	0	0	0	3	5	8	122	42	164	132				4	0	4	259	51	310
高圧配電線路	架　空	2	3	5	2	4	6	0	0	0				10,885		10,885	3,073				2,047	0	2,047	13,959	7	13,966
	地　中	0	0	0	0	1	1	0	0	0				225		225	2				15	0	15	227	1	228
	計	2	3	5	2	5	7	0	0	0				11,110		11,110	3,075				2,062	0	2,062	14,186	8	14,194
低圧配電線路		0	1	1	0	3	3	0	0	0											0	0	0	0	4	4
需要設備		0	7	7	0	0	0	0	0	0							0				0	0	0	0	7	7
他社事故波及（被害なし）																	372				0	0	0	372	0	372
合　計		3	13	16	3	12	15	0	0	0	13	43	56	11,252	92	11,344	3,628	0	11	11	2,066	1	2,067	14,896	162	15,058
他社事故波及（再掲）	電気事業者										0	0	0	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	18	0	18
	自家用電気工作物を設置する者										0	0	0	3	0	3	354	0	0	0	0	0	0	357	0	357

（備考）１　発電支障事故は、電気関係報告規則第３条に規定する事故について記載すること。
２　需要設備は、当該電気事業者の供給に係る一般電気工作物について当該電気事業者が知り得た範囲で記載すること。
３　「電気事業法第106条に基づくその他の事故報告」とは、電気関係報告規則第３条に掲げる事故以外に大臣又は産業保安監督部長により法第106条の規定に基づき報告を求められた事故のことをいう。

第２表　水力発電所（水力設備）事故被害数表

令和元年度分　　（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

被害箇所＼原因		設備不備		保守不備		自然災害							故意・過失		他物接触		他事故波及		その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社			
貯水池・調整池																					
ダム										5											5
取水設備										9											9
沈砂池																					
導水路										1	1									1	3
ヘッドタンク・サージタンク																					
水圧管路																					
放水路										1											1
水車	制水弁・制水門				1																1
	案内羽根			1																	1
	ランナー																				
	ノズル																				
	バケット																				
	ケーシング																				
	吸出管																				
	主軸																				
	軸受																				
	調速装置	1		1						4											6
	制圧機																				
	圧油・潤滑油装置																				
	継手																				
	自動制御装置			1																	1
	計	1		3	1					4											9
給排水装置										1									1		2
揚水発電所の揚水用ポンプ																					
小水車																					
建物																					
その他					1																1
合計		1		3	2					21	1								1	1	30

（備考）本表は、第１表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第３表　水力発電所（電気設備）事故被害数表

令和元年度

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

被害箇所＼原因		設備不備		保守不備		自然災害							故意・過失		他物接触		他事故波及		その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社			
発電機	電機子巻線	1		1																1	3
	界磁巻線																				
	軸受		1	1																	2
	励磁装置			1																	1
	その他				1																1
	計	1	1	3	1															1	7
主要変圧器	巻線																				
	ブッシング																				
	冷却装置																				
	電圧調整装置																				
	その他									1											1
	計									1											1
調相機																					
接地装置																					
避雷器																					
電力用コンデンサー																					
分路リアクトル																					
誘導電圧調整器																					
負荷時電圧調整器																					
油入遮断器																					
がいし型遮断器																					
空気遮断器																					
磁気遮断器																					
ガス遮断器			1					1													2
その他遮断器		1																			1
開閉器																					
断路器					1																1
所内変圧器																					
起動用変圧器																					
非常用予備発電装置																					
計器用変成器					1																1
計器・継電器類					3																3
主要回路		1		1																	2
補助回路										1					2						3
制御回路					1					3											4
制御電源装置																					
その他																					
合計		3	2	4	7			1		5					2					1	25

（備考）本表は、第１表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第４表(1)　火力発電所（汽力設備）事故被害数表

令和元年度

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

被害箇所	原因	設備不備		保守不備		自然災害							故意・過失		他物接触		他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社				
燃料設備（石炭）	運搬設備																					
	その他	1																				1
	計	1																				1
燃料設備（重油・原油）	貯蔵設備																					
	運搬設備																					
	その他																					
	計																					
燃料設備（液化ガス）	貯蔵設備																					
	運搬設備																					
	その他																					
	計																					
燃料設備（その他ガス）	貯蔵設備																					
	運搬設備																					
	その他																					
	計																					
その他燃料設備																						
燃焼用機器				1																		1
灰じん輸送装置																						
給水設備	給水ポンプ																					
	給水・ﾎﾞｲﾗｰ水処理設備																					
	その他																					
	計																					
熱交換器																						
配管設備	主蒸気管・主給水管																					
	蒸気だめ																					
	その他																					
	計																					
ボイラー	胴・管寄せ																					
	水管																					
	過熱器			2																		2
	再熱器			1																		1
	火炉																					
	節炭器																					
	その他																					
	計			3																		3
独立過熱器																						
蒸気貯蔵器																						
独立節炭器																						
空気予熱器					1																	1
通風設備	通風機																					
	その他																					
	計																					
空気・ガス圧縮設備	空気圧縮機・空気だめ																					
	ガス圧縮機・ガスだめ																					
	その他																					
	計																					
ばい煙処理設備		1																				1
排水処理設備																						
廃棄物焼却炉																						
蒸気井																						
タービン	ケーシング																					
	隔板・円板・羽根			1																		1
	主軸																					
	軸受																					
	調速装置																					
	潤滑油装置																					
	その他																					
	計			1																		1
復水設備	復水器																					
	ポンプ																					
	その他																					
	計																					
冷却搭・冷却水路																						
自動制御装置																						
建物																						
その他																						
合計		2		5	1																	8

（備考）本表は、第１表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第４表(2)　火力発電所（ガスタービン設備）事故被害数表

令和元年度

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

被害箇所＼原因		設備不備		保守不備		自然災害							故意・過失		他物接触		他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社				
燃料設備	貯蔵設備																					
	運搬設備																					
	その他																					
	計																					
燃焼用機器				1																		1
熱交換器																						
配管設備																						
作動用空気加熱器																						
燃焼用空気予熱器																						
ガス発生機																						
通風設備																						
空気・ガス圧縮設備	空気圧縮機・空気だめ																					
	ガス圧縮機・ガスだめ																					
	その他																					
	計																					
ガスタービン	ケーシング																					
	隔板・円板・羽根																					
	主軸																					
	軸受																					
	調速装置																					
	潤滑油装置																					
	その他																					
	計																					
自動制御装置																						
建物																						
その他																						
合計				1																		1

（備考）本表は、第１表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第４表(3)　火力発電所（内燃力設備）事故被害数表

令和元年度　　（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

被害箇所＼原因		設備不備		保守不備		自然災害							故意・過失		他物接触		他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社				
燃料設備																						
内燃機関	機関本体																					
	調速装置																					
	潤滑油装置																					
	その他			1	1																	2
	計			1	1																	2
空気だめ・空気圧縮機																						
通風設備																						
冷却水設備					1																	1
自動制御装置																	1					1
建物																						
その他																						
合計				1	2												1					4

（備考）本表は、第１表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第５表　火力発電所（電気設備）事故被害数表［原動力種別：汽力］

令和元年度　　（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

被害箇所＼原因		設備不備		保守不備		自然災害							故意・過失		他物接触		他事故波及		その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社			
発電機	電機子巻線																				
	界磁巻線																				
	軸受																				
	励磁装置																				
	その他																				
	計																				
主要変圧器	巻線																				
	ブッシング																				
	冷却装置																				
	電圧調整装置																				
	その他																				
	計																				
調相機																					
接地装置																					
避雷器																					
電力用コンデンサー																					
分路リアクトル																					
誘導電圧調整器																					
負荷時電圧調整器																					
油入遮断器																					
がいし型遮断器																					
空気遮断器																					
磁気遮断器																					
ガス遮断器																					
その他遮断器																					
開閉器																					
断路器																					
所内変圧器																					
起動用変圧器																					
非常用予備発電装置																					
計器用変成器																					
計器・継電器類																					
主要回路																					
補助回路																					
制御回路																					
制御電源装置																					
その他																					
合計																					

（備考）本表は、第１表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第５表　火力発電所（電気設備）事故被害数表［原動力種別：ガスタービン］

令和元年度　　（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

被害箇所＼原因		設備不備		保守不備		自然災害							故意・過失		他物接触		他事故波及		その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社			
発電機	電機子巻線																				
	界磁巻線																				
	軸受																				
	励磁装置																				
	その他																				
	計																				
主要変圧器	巻線																				
	ブッシング																				
	冷却装置																				
	電圧調整装置																				
	その他																				
	計																				
調相機																					
接地装置																					
避雷器																					
電力用コンデンサー																					
分路リアクトル																					
誘導電圧調整器																					
負荷時電圧調整器																					
油入遮断器																					
がいし型遮断器																					
空気遮断器																					
磁気遮断器																					
ガス遮断器																					
その他遮断器																					
開閉器																					
断路器																					
所内変圧器																					
起動用変圧器																					
非常用予備発電装置																					
計器用変成器																					
計器・継電器類																					
主要回路																					
補助回路																					
制御回路																					
制御電源装置																					
その他																					
合計																					

（備考）本表は、第１表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第５表　火力発電所（電気設備）事故被害数表［原動力種別：内燃力］

令和元年度　　（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

被害箇所＼原因		設備不備		保守不備		自然災害							故意・過失		他物接触		他事故波及		その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社			
発電機	電機子巻線																				
	界磁巻線																				
	軸受																				
	励磁装置																				
	その他																				
	計																				
主要変圧器	巻線																				
	ブッシング																				
	冷却装置																				
	電圧調整装置																				
	その他																				
	計																				
調相機																					
接地装置																					
避雷器																					
電力用コンデンサー																					
分路リアクトル																					
誘導電圧調整器																					
負荷時電圧調整器																					
油入遮断器																					
がいし型遮断器																					
空気遮断器																					
磁気遮断器																					
ガス遮断器																					
その他遮断器																					
開閉器																					
断路器																					
所内変圧器																					
起動用変圧器																					
非常用予備発電装置																					
計器用変成器																					
計器・継電器類																					
主要回路			1																		1
補助回路																					
制御回路		1						1													2
制御電源装置																					
その他																					
合計		1	1					1													3

（備考）本表は、第１表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第５表　火力発電所（電気設備）事故被害数表［原動力種別：組合せ］

令和元年度　　（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

被害箇所＼原因		設備不備		保守不備		自然災害							故意・過失		他物接触		他事故波及		その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社			
発電機	電機子巻線	1																			1
	界磁巻線																				
	軸受																				
	励磁装置			1																	1
	その他																				
	計	1		1																	2
主要変圧器	巻線																				
	ブッシング																				
	冷却装置																				
	電圧調整装置																				
	その他																				
	計																				
調相機																					
接地装置																					
避雷器																					
電力用コンデンサー																					
分路リアクトル																					
誘導電圧調整器																					
負荷時電圧調整器																					
油入遮断器																					
がいし型遮断器																					
空気遮断器																					
磁気遮断器																					
ガス遮断器																					
その他遮断器																					
開閉器																					
断路器																					
所内変圧器																					
起動用変圧器																					
非常用予備発電装置																					
計器用変成器																					
計器・継電器類																					
主要回路																					
補助回路																					
制御回路																					
制御電源装置																					
その他																					
合計		1		1																	2

（備考）本表は、第１表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第６表　太陽電池発電所　事故被害数表

令和元年度　　（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

原因 / 被害箇所		設備不備		保守不備		自然現象							故意・過失		他物接触		他事故波及		その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社			
太陽電池																					
主要変圧器	巻線																				
	ブッシング																				
	冷却装置																				
	電圧調整装置																				
	その他																				
	計																				
調相機																					
接地装置																					
避雷器																					
電力用コンデンサー																					
分路リアクトル																					
限流リアクトル																					
誘導電圧調整器																					
負荷時電圧調整器																					
負荷時電圧位相調整器																					
周波数変換機器																					
整流機器																					
逆変換装置																					
油入遮断器																					
がいし型遮断器																					
空気遮断器		1																			1
磁気遮断器																					
ガス遮断器																					
その他遮断器																					
開閉器																					
断路器																					
所内変圧器																					
起動用変圧器																					
非常用予備発電装置																					
計器用変成器																					
計器・継電器類																					
主要回路																					
補助回路																					
制御回路				1																	1
制御電源装置																					
集電箱																					
その他																					
合計		1			1																2

（備考）本表は、第１表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第７表　風力発電所　事故被害数表

令和元年度　　（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

被害箇所＼原因		設備不備		保守不備		自然現象							故意・過失		他物接触		他事故波及		その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社			
発電機	電機子巻線																				
	界磁巻線																				
	軸受																				
	励磁装置																				
	その他																				
	計																				
主要変圧器	巻線																				
	ブッシング																				
	冷却装置																				
	電圧調整装置																				
	その他																				
	計																				
風力機関	ブレード																				
	増速器																				
	ハブ																				
	主軸																				
	支持物																				
	その他																				
	計																				
調相機																					
接地装置																					
避雷器																					
電力用コンデンサー																					
分路リアクトル																					
限流リアクトル																					
誘導電圧調整器																					
負荷時電圧調整器																					
負荷時電圧位相調整器																					
周波数変換機器																					
整流機器																					
逆変換装置																					
油入遮断器																					
がいし型遮断器																					
空気遮断器																					
磁気遮断器																					
ガス遮断器																					
その他遮断器																					
開閉器																					
断路器																					
所内変圧器																					
起動用変圧器																					
非常用予備発電装置																					
計器用変成器																					
計器・継電器類																					
主要回路																					
補助回路																					
制御回路						2														1	3
制御電源装置																					
その他						1															1
合計						3														1	4

（備考）本表は、第１表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第８表　変電所事故被害数表

令和元年度　　（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

被害箇所＼原因		設備不備		保守不備		自然災害							故意・過失		他物接触		他事故波及		火災	その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社				
主要変圧器	巻線				2																1	3
	ブッシング				1																	1
	冷却装置																					
	電圧調整装置	1		1																		2
	その他									4												4
	計	1		1	3					4											1	10
周波数変換機器	変圧器																					
	バルブ																					
	制御装置																					
	直流リアクトル																					
	高周波フィルタ																					
	計																					
調相機																						
接地装置																						
避雷器					1																	1
電力用コンデンサー																						
分路リアクトル																						
誘導電圧調整器																						
負荷時電圧調整器																						
油入遮断器																						
がいし型遮断器																						
空気遮断器																						
磁気遮断器																						
ガス遮断器																						
その他遮断器																1						1
開閉器																						
断路器					1																	1
電力貯蔵装置																						
所内変圧器																				1		1
計器用変成器					2															1		3
計器・継電器類																						
主要回路		2			4	1				2		2	3		1	2						17
補助回路		1																				1
制御回路			2		3								3									8
制御電源装置																						
建物																						
その他														1							1	2
合計		4	2	1	14	1				6		2	6	1	1	3				2	2	45

（備考）本表は、第１表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第９表　送電線路及び特別高圧配電線路事故件数表

令和元年度分

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

事故状況＼原因			全事故件数	百分率（%）	原因別 設備不備 製作不完全	設備不備 施工不完全	保守不備 保守不完全	保守不備 自然劣化	自然災害 風雨	自然災害 氷雪	自然災害 雷	自然災害 地震	自然災害 水害	自然災害 山崩れ・雪崩	自然災害 塩・ちり・ガス	故意・過失 作業者の過失	故意・過失 公衆の故意・過失	故意・過失 伐木	他物接触 樹木接触	他物接触 鳥獣接触	他物接触 その他の他物接触	他事故波及 自社	他事故波及 他社	火災	その他	不明	合計	電圧別（kV） 55以下	66・77	110・154	187・220・275	500以上
全事故件数			310		10	5	10	21	70	13	44	1	2	1	1	6	11	1	30	32	10	1		1	6	34	310	220	71	11	8	
架空電線路	架空線事故件数		283	91.3	8	3	9	9	70	13	43	1	2	1	1	4	11	1	30	32	10			1	5	29	283	208	60	10	5	
	百分率（%）		100		2.8	1.1	3.2	3.2	24.7	4.6	15.2	0.4	0.7	0.4	0.4	1.4	3.9	0.4	10.6	11.3	3.5			0.4	1.8	10.2	100	73.5	21.2	3.5	1.8	
工作物被害箇所	支持物	鉄塔	3	1.1					3																		3		3			
		鉄筋コンクリート	2	0.7					1										1								2	2				
		鉄柱	1	0.4									1														1	1				
		木柱																														
	腕木		4	1.4			1		3																		4	4				
	がいし	懸垂	4	1.4							2									2							4	1	2	1		
		ピン	14	4.9	1		1		3	1	4								1	3							14	13	1			
	電線		95	33.6		3	3	5	31	10				1		1	5	1	19	7	6			1	2		95	67	24	3	1	
	電線及びがいし	懸垂	4	1.4					2		2																4	3	1			
		ピン																														
	架空地線		3	1.1				1	1		1																3	3				
	開閉装置		9	3.2	3			1	1		3									1							9	9				
	その他		9	3.2			1	2	2		1						1			1						1	9	8			1	
	被害なし		135	47.7	4		3		23	2	30	1	1		1	3	5		9	18	4				3	28	135	97	29	6	3	
事故の種類	一線接地		180	63.6	7	1	7	6	50	2	16				1		10	1	22	25	6				2	24	180	147	27	5	3	
	相間短絡		53	18.7			1	1	13	10	11			1		1			4	3	4				1	3	53	29	20	4		
	接地短絡		23	8.1					1		13	1				1	1		1	2					2	1	23	11	11	1	1	
	断線		9	3.2		2	1	1	4										1								9	4	4		1	
	その他		18	6.4	1			1	2	1	3		2			2			2	2				1		1	18	18				
電圧別（kV）	55以下		208	73.5	8	2	9	8	59	3	25	1	2	1	1	3	2		27	25	3			1	3	25	208					
	66・77		60	21.2		1			9	9	11					1	8	1	3	6	6				1	4	60					
	110・154		10	3.5				1		1	5									1	1				1		10					
	187・220・275		5	1.8					2		2						1										5					
	500以上																															
地中電線路	地中線事故件数		27	8.7	2	2	1	12			1					2						1			1	5	27	12	11	1	3	
	百分率（%）		100		7.4	7.4	3.7	44.4			3.7					7.4						3.7			3.7	18.5	100	44.4	40.7	3.7	11.1	
工作物被害箇所	ケーブル		14	51.9	1			10														1			1	1	14	3	9	1	1	
	接続箱		6	22.2	1	2	1	1																		1	6	4	1		1	
	ケーブルヘッド		3	11.1				1			1															1	3	2			1	
	その他		4	14.8												2										2	4	3	1			
事故の種類	一線接地		22	81.5	2	2	1	11			1														1	4	22	9	10		3	
	相間短絡		1	3.7																						1	1	1				
	接地短絡		2	7.4				1								1											2	1	1			
	断線																															
	その他		2	7.4												1						1					2	1		1		
電圧別（kV）	55以下		12	44.4	2	1	1	4			1					2										1	12					
	66・77		11	40.7				8																	1	2	11					
	110・154		1	3.7																		1					1					
	187・220・275		3	11.1		1																				2	3					
	500以上																															

（備考）　１．百分率の算出結果については、少数第２位を四捨五入し、第１位にとどめる。
　　２．本表は、第１表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第１０表　高圧配電線路事故件数表

令和元年度分

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

被害箇所＼原因			設備不備		保守不備			自然災害							故意・過失			他物接触			他事故波及		火災	その他	不明	合計	百分率（%）
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	伐木	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	自社	他社					
架空電線路	支持物	鉄塔																									
		鉄筋コンクリート柱		1		3		78	11			18	157			98	3	109		14			1	3	6	502	3.6
		鉄柱						11	4							1		10								26	0.2
		木柱						1								3	1									5	0.0
	腕木			3	8	6		92	8				1			3	2	44	3	6				2	1	179	1.3
	がいし		36	5	22	50		133		74			3	6				60	31	34				12	6	472	3.4
	電線		8	247	627	264	1	2,687	140	390		1	121	18	11	109	83	2,228	208	287	1	1	28	221	61	7,742	55.5
	変圧器		17	6	52	57	2	69	1	171		2	3	3	6	12	4	4	17	8		4	3	34	32	507	3.6
	開閉器類	開閉器	47	9	23	101		25	1	198			2	1	4	2		5	34	4	1	2	1	28	16	504	3.6
		断路器		1	1			1		5		11		1		1								2		23	0.2
		がいし型開閉器	43	25	138	62		28		16			1	9	1			5	1	2	1		2	36	14	384	2.8
	電力用コンデンサー					1																				1	0.0
	避雷器		2		5	23		24		127					1			3	19	3				2	1	210	1.5
	その他		8	1	9	27	2	78	2	55	1	4	1	3	21	5	1	18	14	2	3	5	8	41	21	330	2.4
	被害なし		26	13	122	49	1	917	29	103	1	9	9	26	67	39	3	254	417	41			20	86	843	3,075	22.0
	計		187	311	1,007	643	6	4,144	196	1,139	2	45	298	67	111	273	97	2,740	744	401	6	12	63	467	1,001	13,960	100
	百分率（%）		1.3	2.2	7.2	4.6	0.0	29.7	1.4	8.2	0.0	0.3	2.1	0.5	0.8	2.0	0.7	19.6	5.3	2.9	0.0	0.1	0.5	3.3	7.2	100	
地中電線路	ケーブル		19	6	7	25	1	5		5			2		2	27			1	1			2	8	8	119	52.4
	接続箱		14		1	7										1									3	26	11.5
	ケーブルヘッド		1		1	20		12		1				1	1	1			3					1	3	45	19.8
	その他		1	1		3		4				4				13			1			1		5	4	37	16.3
	計		35	7	9	55	1	21		6		4	2	1	3	42			5	1		1	2	14	18	227	100
	百分率（%）		15.4	3.1	4.0	24.2	0.4	9.3		2.6		1.8	0.9	0.4	1.3	18.5			2.2	0.4		0.4	0.9	6.2	7.9	100	
合計			222	318	1,016	698	7	4,165	196	1,145	2	49	300	68	114	315	97	2,740	749	402	6	13	65	481	1,019	14,187	

（備考）　１．百分率の算出結果については、少数第２位を四捨五入し、第１位にとどめる。
　　２．本表は、第１表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第１１表(1)　電気火災事故及び感電死傷事故件数表

令和元年度分

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

電気火災事故

事故発生箇所	設備不備	保守不備	自然災害	故意・過失	無断加工	その他	合計	百分率(%)
発電所 水力								
発電所 火力								
発電所 燃料電池								
発電所 太陽電池								
発電所 風力								
発電所 計								
変電所								
送電線路及び特別高圧配電線路 架空				1		2	3	18.8
送電線路及び特別高圧配電線路 地中								
引込線以外の配電線路 架空 低圧								
引込線以外の配電線路 架空 高圧		1	2			2	5	31.3
引込線以外の配電線路 地中 低圧								
引込線以外の配電線路 地中 高圧								
引込線 100V		1					1	6.3
引込線 200V								
引込線 400V								
引込線 高圧								
需要設備 配線 100V						7	7	43.8
需要設備 配線 200V								
需要設備 配線 400V								
需要設備 配線 高圧								
需要設備 機器 100V								
需要設備 機器 200V								
需要設備 機器 400V								
需要設備 機器 高圧								
需要設備 外灯・看板灯 100V								
需要設備 外灯・看板灯 200V								
需要設備 外灯・看板灯 400V								
需要設備 外灯・看板灯 高圧								
合計		2	2	1		11	16	100
百分率(%)		12.5	12.5	6.3		68.8	100	

感電死傷事故 ― 作業者 ― 従業員

事故発生箇所	死亡 保守不備 作業準備不良	死亡 保守不備 作業方法不良	死亡 保守不備 工具防具不良	死亡 設備不備 電気工作物不良	死亡 電気工作物の操作 被害者の過失	死亡 電気工作物の操作 第三者の過失	死亡 その他	死亡 小計	負傷 保守不備 作業準備不良	負傷 保守不備 作業方法不良	負傷 保守不備 工具防具不良	負傷 設備不備 電気工作物不良	負傷 電気工作物の操作 被害者の過失	負傷 電気工作物の操作 第三者の過失	負傷 その他	負傷 小計	計
発電所 水力																	
発電所 火力																	
発電所 燃料電池																	
発電所 太陽電池																	
発電所 風力																	
発電所 計																	
変電所																	
送電線路及び特別高圧配電線路 架空																	
送電線路及び特別高圧配電線路 地中																	
引込線以外の配電線路 架空 低圧																	
引込線以外の配電線路 架空 高圧																	
引込線以外の配電線路 地中 低圧																	
引込線以外の配電線路 地中 高圧																	
引込線 100V																	
引込線 200V																	
引込線 400V																	
引込線 高圧																	
需要設備 配線 100V																	
需要設備 配線 200V																	
需要設備 配線 400V																	
需要設備 配線 高圧																	
需要設備 機器 100V																	
需要設備 機器 200V																	
需要設備 機器 400V																	
需要設備 機器 高圧																	
需要設備 外灯・看板灯 100V																	
需要設備 外灯・看板灯 200V																	
需要設備 外灯・看板灯 400V																	
需要設備 外灯・看板灯 高圧																	
合計																	
百分率(%)																	

感電死傷事故 ― 作業者 ― その他

事故発生箇所	死亡 保守不備 作業準備不良	死亡 保守不備 作業方法不良	死亡 保守不備 工具防具不良	死亡 設備不備 電気工作物不良	死亡 電気工作物の操作 被害者の過失	死亡 電気工作物の操作 第三者の過失	死亡 その他	死亡 小計	負傷 保守不備 作業準備不良	負傷 保守不備 作業方法不良	負傷 保守不備 工具防具不良	負傷 設備不備 電気工作物不良	負傷 電気工作物の操作 被害者の過失	負傷 電気工作物の操作 第三者の過失	負傷 その他	負傷 小計	計	作業者 合計	作業者 百分率(%)
発電所 水力																			
発電所 火力																			
発電所 燃料電池																			
発電所 太陽電池																			
発電所 風力																			
発電所 計																			
変電所															(1) 1	(1) 1	(1) 1	(1) 1	20.0
送電線路及び特別高圧配電線路 架空																			
送電線路及び特別高圧配電線路 地中																			
引込線以外の配電線路 架空 低圧		(1) 1						(1) 1									(1) 1	(1) 1	20.0
引込線以外の配電線路 架空 高圧										(2) 2	(1) 1					(3) 3	(3) 3	(3) 3	60.0
引込線以外の配電線路 地中 低圧																			
引込線以外の配電線路 地中 高圧																			
引込線 100V																			
引込線 200V																			
引込線 400V																			
引込線 高圧																			
需要設備 配線 100V																			
需要設備 配線 200V																			
需要設備 配線 400V																			
需要設備 配線 高圧																			
需要設備 機器 100V																			
需要設備 機器 200V																			
需要設備 機器 400V																			
需要設備 機器 高圧																			
需要設備 外灯・看板灯 100V																			
需要設備 外灯・看板灯 200V																			
需要設備 外灯・看板灯 400V																			
需要設備 外灯・看板灯 高圧																			
合計		(1) 1						(1) 1		(2) 2	(1) 1				(1) 1	(4) 4	(5) 5	(5) 5	100
百分率(%)								20.0								80.0	100	100	

感電死傷事故 ― 公衆

事故発生箇所	死亡 設備不備 電気工作物不良	死亡 電気工作物の操作 被害者の過失	死亡 電気工作物の操作 第三者の過失	死亡 自殺	死亡 無断加工	死亡 その他	死亡 小計	負傷 設備不備 電気工作物不良	負傷 電気工作物の操作 被害者の過失	負傷 電気工作物の操作 第三者の過失	負傷 自殺	負傷 無断加工	負傷 その他	負傷 小計	合計	百分率(%)	総計
発電所 水力																	
発電所 火力																	
発電所 燃料電池																	
発電所 太陽電池																	
発電所 風力																	
発電所 計																	
変電所																	(1) 1
送電線路及び特別高圧配電線路 架空				(1) 1			(1) 1		(2) 2				(2) 1	(4) 3	(5) 4	40.0	(5) 4
送電線路及び特別高圧配電線路 地中																	
引込線以外の配電線路 架空 低圧													(1) 1	(1) 1	(1) 1	10.0	(2) 2
引込線以外の配電線路 架空 高圧									(3) 2				(1) 1	(4) 3	(4) 3	30.0	(7) 6
引込線以外の配電線路 地中 低圧																	
引込線以外の配電線路 地中 高圧																	
引込線 100V					(1) 1		(1) 1								(1) 1	10.0	(1) 1
引込線 200V																	
引込線 400V																	
引込線 高圧									(1) 1					(1) 1	(1) 1	10.0	(1) 1
需要設備 配線 100V																	
需要設備 配線 200V																	
需要設備 配線 400V																	
需要設備 配線 高圧																	
需要設備 機器 100V																	
需要設備 機器 200V																	
需要設備 機器 400V																	
需要設備 機器 高圧																	
需要設備 外灯・看板灯 100V																	
需要設備 外灯・看板灯 200V																	
需要設備 外灯・看板灯 400V																	
需要設備 外灯・看板灯 高圧																	
合計				(1) 1	(1) 1		(2) 2		(6) 5				(4) 3	(10) 8	(12) 10	100	(17) 15
百分率(%)							20.0							80.0	100		

(備考)　１．同時に２名以上感電した場合は、死亡又は負傷程度の大きい方の項に件数を計上し、該当するそれぞれの項に（　）で死傷者数を記載すること。
２．需要設備は、当該電気事業者の供給に係る一般電気工作物について、当該電気事業者が知り得た範囲で記載すること。
３．百分率の算出結果については、少数第２位を四捨五入し、第１位にとどめる。
４．本表は、第１表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第１１表（２）　電気工作物の破損等による死傷・物損事故件数表

令和元年度分

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

種別		電気工作物の破損等による死傷事故																																										電気工作物の破損等による物損事故							総計
原因別		作業者																												公衆																					
		従業員													その他													合計	百分率（％）	死亡						負傷						合計	百分率（％）	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作 被害者による	電気工作物の操作 第三者による	その他	合計	百分率（％）	
		死亡						負傷						計	死亡						負傷						計			電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作 被害者による	電気工作物の操作 第三者による	その他	小計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作 被害者による	電気工作物の操作 第三者による	その他	小計										
事故発生箇所		電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作 被害者による	電気工作物の操作 第三者による	その他	小計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作 被害者による	電気工作物の操作 第三者による	その他	小計		電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作 被害者による	電気工作物の操作 第三者による	その他	小計	電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作 被害者による	電気工作物の操作 第三者による	その他	小計																									
発電所	水力																																																		
	火力																																																		
	燃料電池																																																		
	太陽電池																																																		
	風力																																																		
	計																																																		
変電所																																																			
送電線路及び特別高圧配電線路	架空																																																		
	地中																																																		
	計																																																		
高圧配電線路	架空																																																		
	地中																																																		
	計																																																		
低圧配電線路																																																			
需要設備																																																			
合計																																																			
百分率(%)																																																			

（備考）
1．同時に２名以上感電した場合は、死亡又は負傷程度の大きい方の項に件数を計上し、該当するそれぞれの項に（　）で死傷者数を記載すること。
2．需要設備は、当該電気事業者の供給に係る一般電気工作物について、当該電気事業者が知り得た範囲で記載すること。
3．百分率の算出結果については、少数第２位を四捨五入し、第１位にとどめる。
4．本表は、第１表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第１２表　事故発生箇所別供給支障事故件数表

令和元年度分

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

事故発生箇所 ＼ 供給支障		１０分未満				10分以上30分未満				30分以上１時間未満				１時間以上３時間未満				３時間以上				総件数	主要供給支障事故件数（再掲）
		7,000kW未満	7,000kW以上70,000kW未満	70,000kW以上100,000kW未満	100,000kW以上	7,000kW未満	7,000kW以上70,000kW未満	70,000kW以上100,000kW未満	100,000kW以上	7,000kW未満	7,000kW以上70,000kW未満	70,000kW以上100,000kW未満	100,000kW以上	7,000kW未満	7,000kW以上70,000kW未満	70,000kW以上100,000kW未満	100,000kW以上	7,000kW未満	7,000kW以上70,000kW未満	70,000kW以上100,000kW未満	100,000kW以上		
発電所	水力	1																				1	
	火力	5				4	1			2	1			2				3				18	
	燃料電池																						
	太陽電池																						
	風力																						
	計	6				4	1			2	1			2				3				19	
変電所		11	8			12	4		2	1	5			4	2		1	5	1			56	5
送電線路及び特別高圧配電線路	架空	81	7	1	2	31	7	1	2	25	2			32	3			46	5		1	246	3
	地中	3	2			3								2				3				13	
	計	84	9	1	2	34	7	1	2	25	2			34	3			49	5		1	259	3
高圧配電線路	架空	546				637				891				5,284				6,601				13,959	2
	地中	68				9				21				86				43				227	
	計	614				646				912				5,370				6,644				14,186	2
低圧配電線路																							
需要設備																							
他社事故波及（被害なし）		20	1			18				94				175				64				372	
合計		735	18	1	2	714	12	1	4	1,034	8			5,585	5		1	6,765	6		1	14,892	10
他社事故波及（再掲）	電気事業者	9				3				1				2				3				18	
	自家用電気工作物を設置する者	11	1			15				94				175				61				357	

（備考）１．主要供給支障事故とは、電気関係報告規則第３条の規定に基づき報告した供給支障事故をいう。
２．需要設備は、当該電気事業者の供給に係る一般電気工作物について、当該電気事業者が知り得た範囲で記載すること。
３．本表は、第１表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第1表　電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者の電気事故件数の推移（設備別）

事故発生箇所 ＼ 年度		H22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1
発電所	水力	72	103	95	101	65	68	80	76	59	56
	火力	57	54	62	63	76	57	61	39	43	30
	燃料電池	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	太陽電池	0	0	8	2	3	1	5	6	3	2
	風力	25	13	9	3	1	4	4	0	5	4
	原子力	12	9	3	0	0	1	2	0	5	2
	計	166	179	177	169	145	131	152	121	115	94
変電所		162	121	87	79	65	72	92	67	90	77
送電線路及び特別高圧配電線路	架空	559	281	360	362	224	236	262	317	447	283
	地中	80	28	27	29	25	28	24	26	21	27
	計	639	309	387	391	249	264	286	343	468	310
高圧配電線路	架空	11,013	11,498	13,590	11,932	11,542	10,375	10,241	12,686	20,733	13,966
	地中	239	209	248	199	189	199	215	216	265	228
	計	11,252	11,707	13,838	12,131	11,731	10,574	10,456	12,902	20,998	14,194
低圧配電線路		4	5	2	0	2	3	1	5	4	4
需要設備		11	7	4	1	0	1	0	0	2	7
他社事故波及（被害なし）		443	441	504	475	460	333	315	343	359	372
合計		12,677	12,769	14,999	13,246	12,652	11,378	11,302	13,781	22,036	15,058
他社事故波及（再掲）	電気事業者	23	24	6	9	20	2	16	15	19	18
	自家用電気工作物を設置する者	422	417	498	468	440	331	299	329	344	357

（備考）

1. 電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者（電気事業者）は、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者（特定発電用電気工作物の小売電気事業等用接続最大電力の合計が200万kW（沖縄電力株式会社の供給区域にあっては、10万kW）を超える者に限る。）をいう。
2. 平成27年度までの電気事業者（旧電気事業者）は、一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者を指す。
3. 需要設備は、当該電気事業者の供給に係る一般用電気工作物について当該電気事業者が知り得た範囲で記載すること。

第2表　電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者の電気事故件数の推移（事故種類別）

事故の種類 / 供給支障 / 年度	電気火災			感電死傷			電気工作物の破損等による死傷・物損			電気工作物の破損						供給支障（被害なし）	発電支障			電気事業法第106条に基づくその他の事故報告			事故総件数		
										主要工作物			その他の工作物												
	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	有	無	計	有	無	計	有	無	計
H22	0	10	10	1	25	26	0	3	3	17	65	82	8,793	117	8,910	3,608	0	78	78	241	2	243	12,418	259	12,677
23	2	9	11	4	17	21	0	4	4	7	58	65	9,043	102	9,145	3,483	0	70	70	0	3	3	12,534	235	12,769
24	0	2	2	5	22	27	0	2	2	5	61	66	10,639	84	10,723	4,139	3	70	73	1	1	2	14,785	214	14,999
25	1	1	2	1	12	13	1	2	3	2	57	59	9,605	112	9,717	3,419	1	48	49	0	0	0	13,027	219	13,246
26	1	3	4	4	10	14	1	5	6	5	47	52	9,057	97	9,154	3,401	1	51	52	0	2	2	12,463	189	12,652
27	1	1	2	2	14	16	0	4	4	2	44	46	8,382	91	8,473	2,809	2	57	59	0	2	2	11,192	186	11,378
28	1	2	3	1	11	12	0	2	2	12	79	91	8,325	88	8,413	2,776	0	30	30	0	0	0	11,113	189	11,302
29	0	2	2	5	12	17	0	4	4	0	32	32	10,171	122	10,293	3,435	0	6	6	0	1	1	13,609	172	13,781
30	1	3	4	3	8	11	1	3	4	4	53	57	14,223	91	14,314	7,646	0	12	12	0	1	1	21,874	162	22,036
R1	3	13	16	3	12	15	0	0	0	13	43	56	11,252	92	11,344	3,628	0	11	11	2,066	1	2,067	14,896	162	15,058

（備考）

1. 電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者（電気事業者）は、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者（特定発電用電気工作物の小売電気事業等用接続最大電力の合計が200万kW（沖縄電力株式会社の供給区域にあっては、10万kW）を超える者に限る。）をいう。
2. 平成27年度までの電気事業者（旧電気事業者）は、一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者を指す。

第3表　電気供給支障事故の推移

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者）

年　度 項　目	H22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1
供給支障事故件数（件）	12,418	12,533	14,784	13,026	12,461	11,190	11,112	13,608	21,872	14,895
供給支障事故率（件／億kWh）	1.37	1.46	1.74	1.54	1.51	1.40	1.42	1.79	3.00	2.11
年間需要電力量（億kWh）	9,064	8,598	8,516	8,485	8,230	7,971	7,838	7,608	7,296	7,066

（備　考）旧一般電気事業者は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）施行前の電気事業者（一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者）の一部である。

第4表　電力設備別事故の推移（上欄：事故件数・下欄：事故率）

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者）

設備別＼年度		H22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1
水力発電所		55	66	59	70	54	42	67	68	50	55
		1.25	1.49	1.32	1.57	1.19	0.92	1.46	1.48	1.09	1.20
火力発電所		29	35	28	33	34	26	35	15	18	16
		0.22	0.26	0.20	0.24	0.24	0.19	0.25	0.11	0.13	0.12
太陽電池発電所		0	0	6	1	2	0	5	6	3	2
		0.00	0.00	0.09	0.02	0.03	0.00	0.07	0.08	0.04	0.03
風力発電所		1	2	6	3	1	4	4	0	5	4
		0.03	0.06	0.19	0.10	0.03	0.08	0.09	0.00	0.10	0.09
原子力発電所		12	8	3	0	0	1	2	0	4	2
		0.25	0.16	0.07	0.00	0.00	0.02	0.05	0.00	0.11	0.06
変電所		133	85	53	45	37	45	52	37	46	39
		0.16	0.10	0.06	0.05	0.04	0.05	0.06	0.04	0.05	0.05
送電線路及び特別高圧配電線路	架空	345	112	113	126	103	98	96	131	150	146
		0.37	0.13	0.13	0.14	0.11	0.11	0.11	0.15	0.17	0.16
	地中	80	28	27	28	24	27	22	25	20	26
		0.48	0.19	0.18	0.19	0.16	0.18	0.14	0.16	0.13	0.17
高圧配電線路	架空	8,097	8,666	10,245	9,273	8,759	8,076	8,006	9,828	13,812	10,885
		1.18	1.26	1.49	1.34	1.26	1.16	1.14	1.40	1.96	1.54
	地中	236	204	244	195	189	198	215	215	263	225
		0.39	0.33	0.39	0.31	0.30	0.31	0.33	0.33	0.40	0.34

（備考）

1. 本表の事故件数は、電気工作物の破損に係る件数である。
2. 発電所は、出力100万kW当たりの事故率である。
（太陽電池発電所及び風力発電所は、出力1,000kW当たりの事故率）
3. 変電所は、出力100万kVA当たりの事故率である。
4. 送電線路、特別高圧配電線路、高圧架空配電線路は亘長100km当たりの事故率である。（高圧地中配電線路は、延長100km当たりの事故率）
5. 旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）施行前の電気事業者（一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者）の一部である。

第1図　電気供給支障事故の推移

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者）

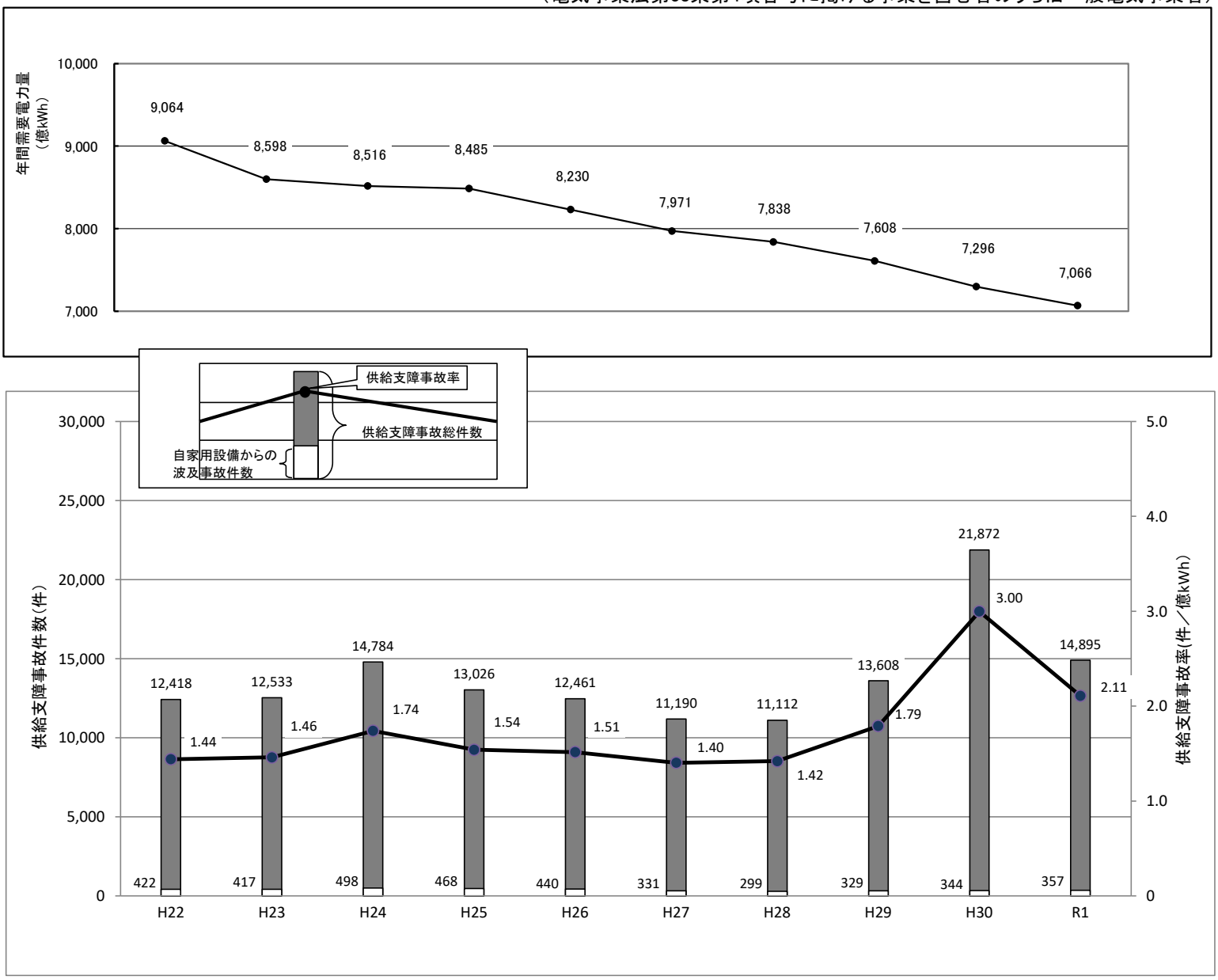

（備　考）　供給支障事故率は、年間需要電力量当たり（億kWh）の事故件数を示す。

第2-1図　電力設備別事故率の推移（水力発電所）

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者）

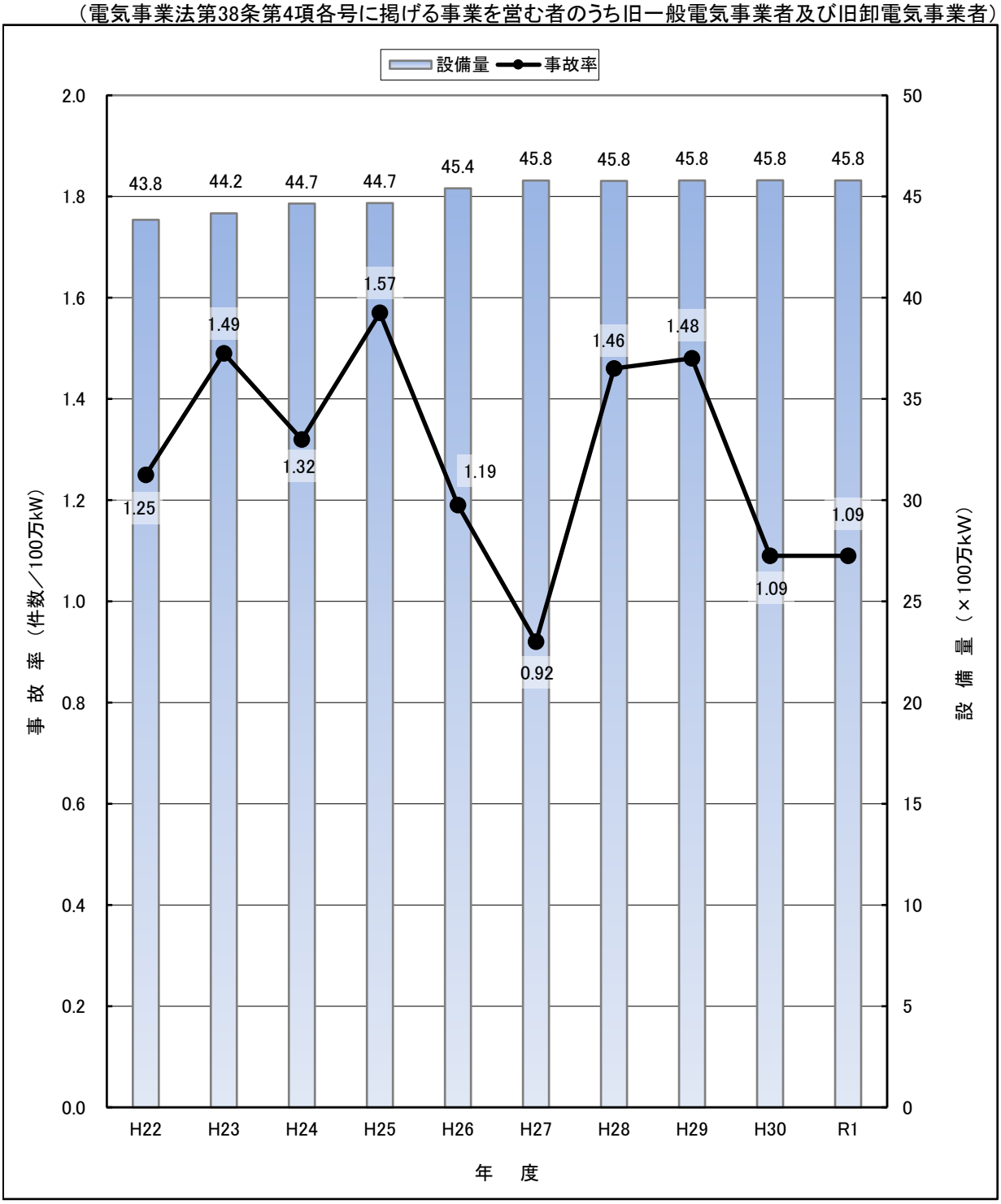

（備考）事故率は、出力100万kW当たりの事故件数である。

第2-2図　電力設備別事故率の推移（火力発電所）

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者）

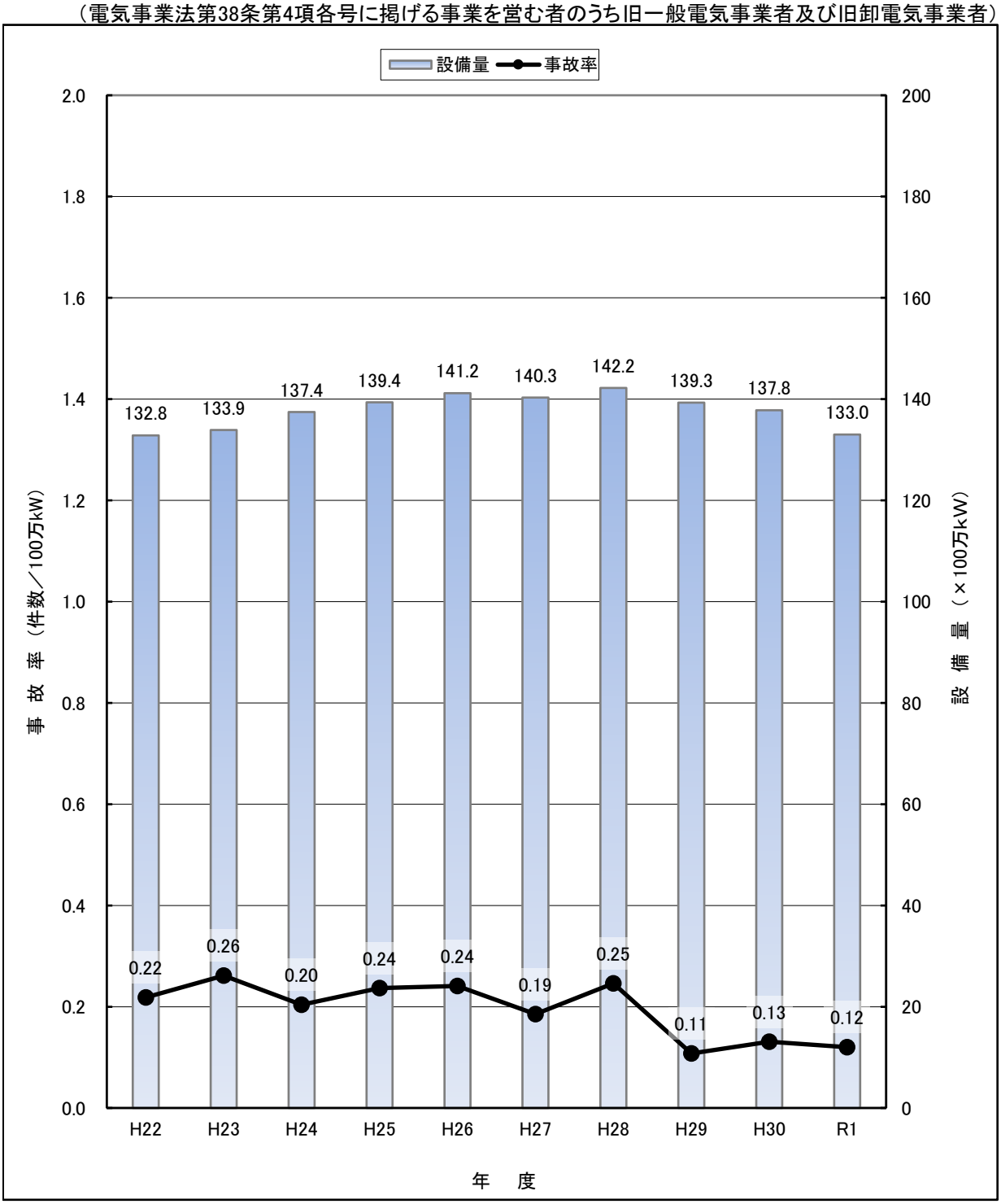

（備考）事故率は、出力100万kW当たりの事故件数である。

第2-3図　電力設備別事故率の推移（太陽電池発電所）

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者）

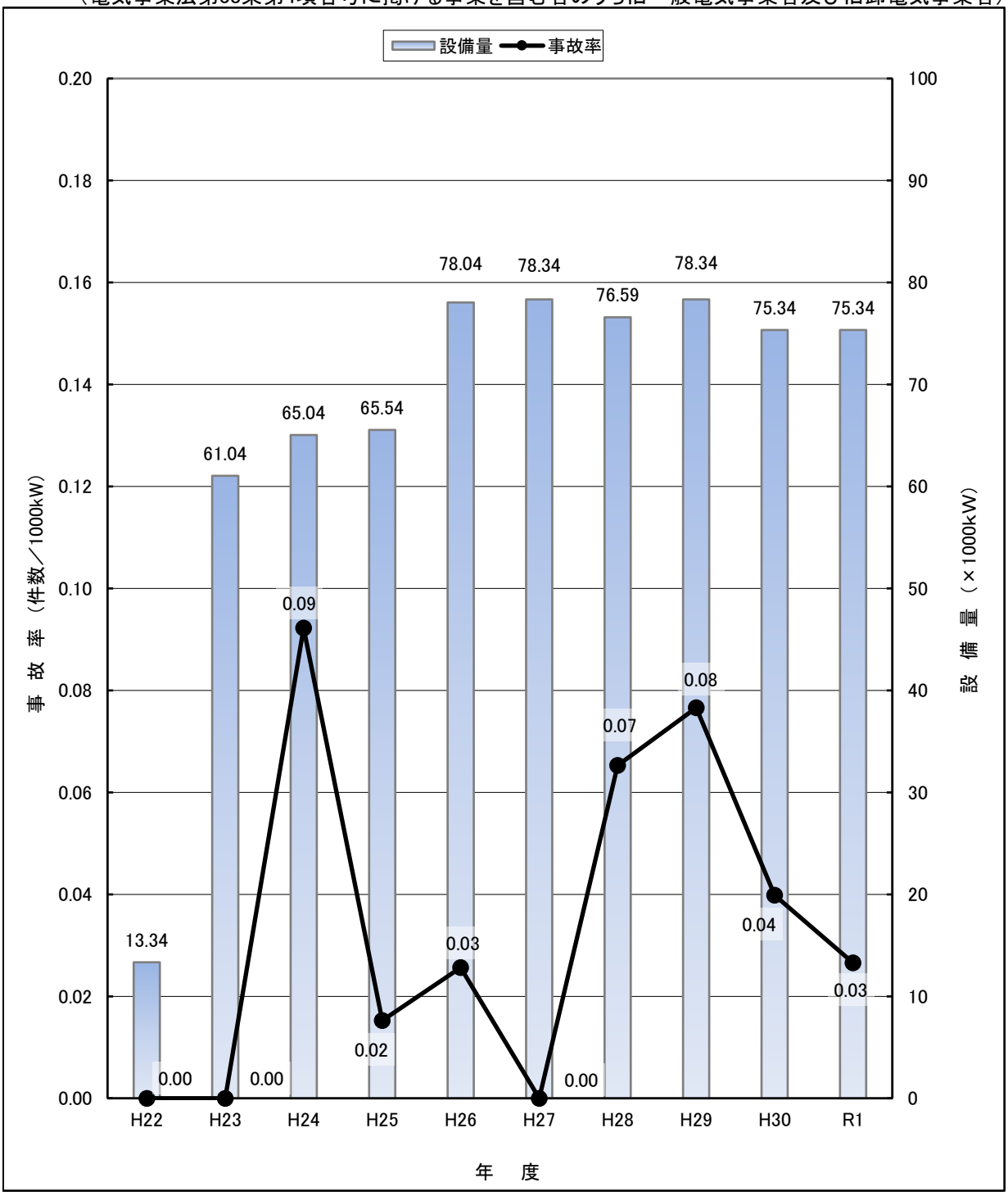

（備考）事故率は、出力1,000kW当たりの事故件数である。

第2-4図　電力設備別事故率の推移（風力発電所）

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者）

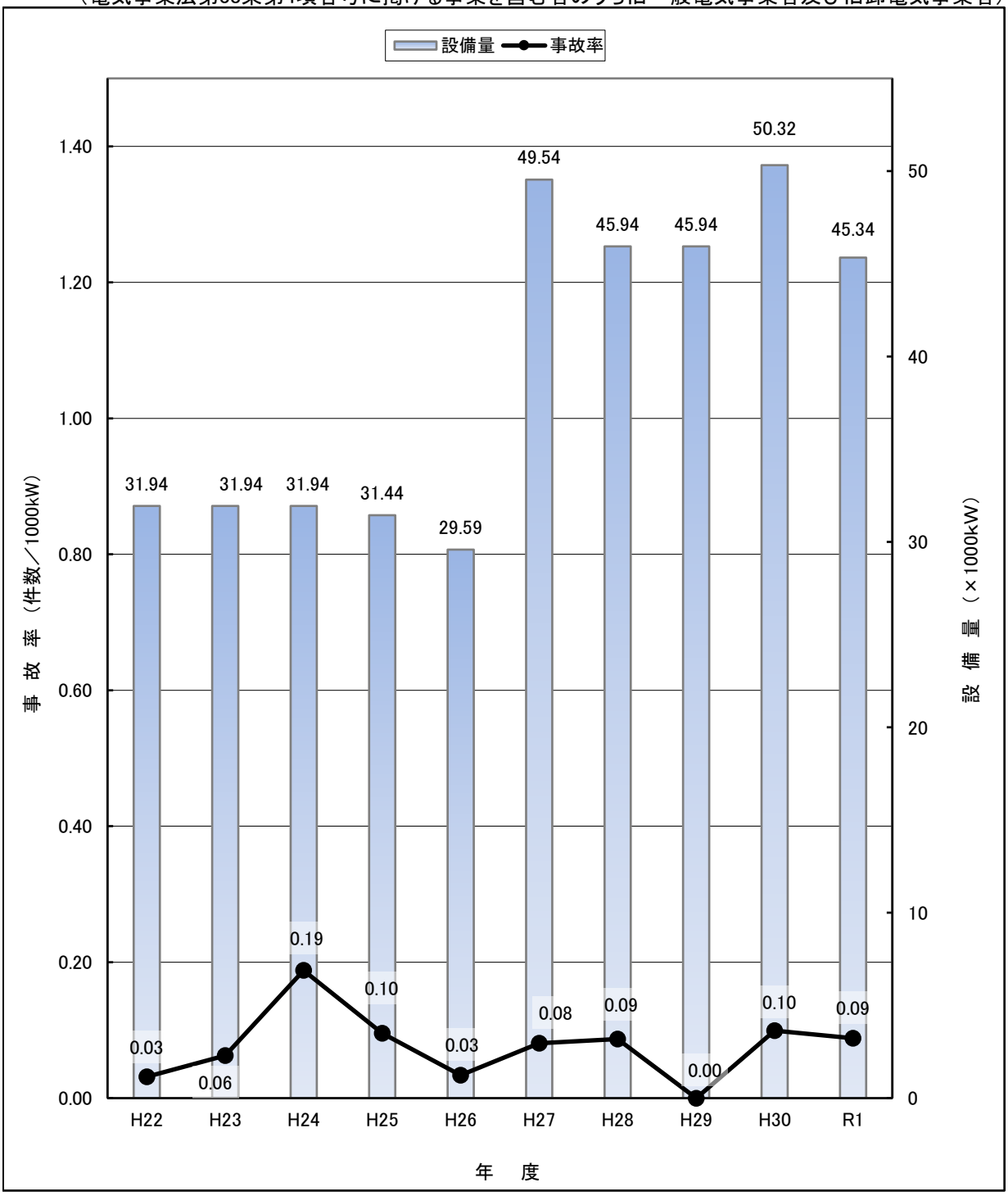

（備考）事故率は、出力1,000kW当たりの事故件数である。

第2-5図　電力設備別事故率の推移（変電所）

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者）

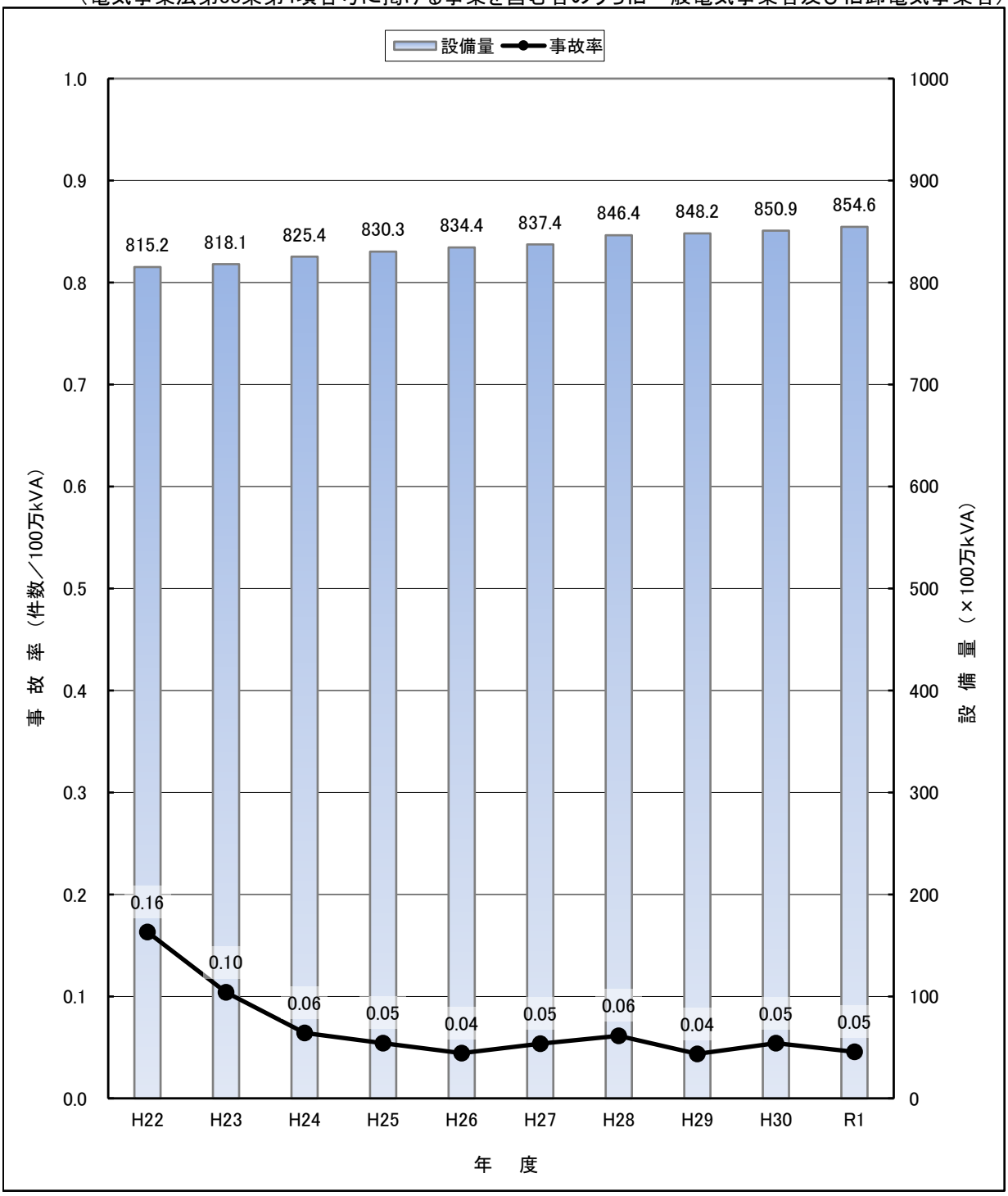

（備考）事故率は、出力100万kVA当たりの事故件数である。

第2-6図　電力設備別事故率の推移（送電線路及び特別高圧配電線路）

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者）

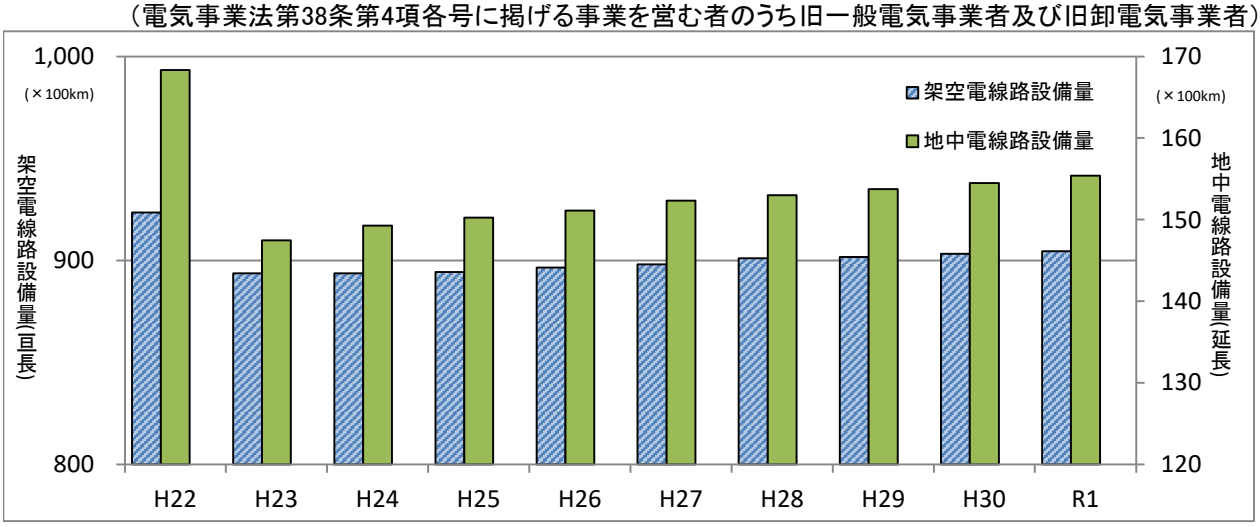

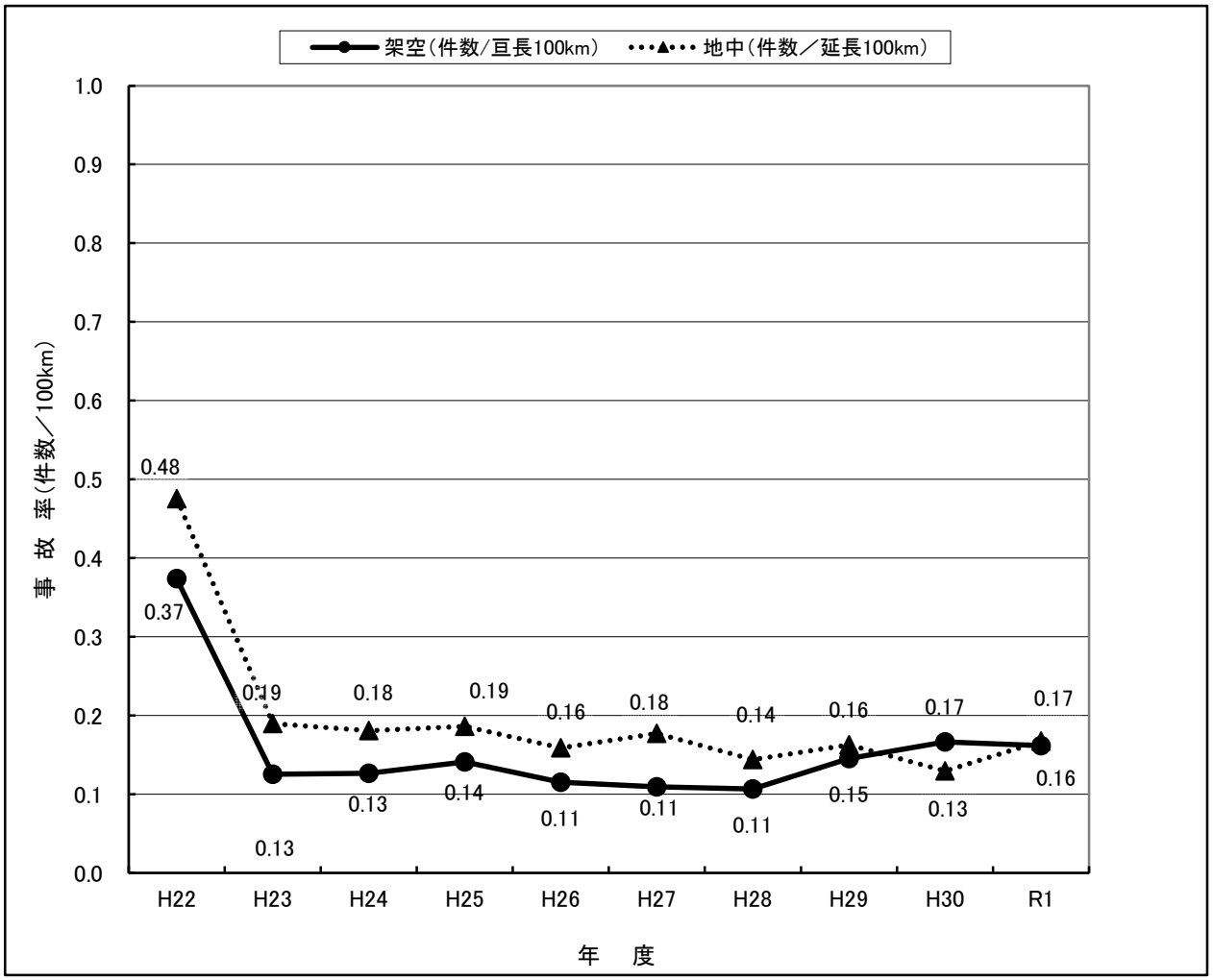

（備考）事故率は、架空は亘長100km当たり、地中は延長100km当たりの事故件数である。

第2-7図　電力設備別事故率の推移（高圧配電線路）

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者）

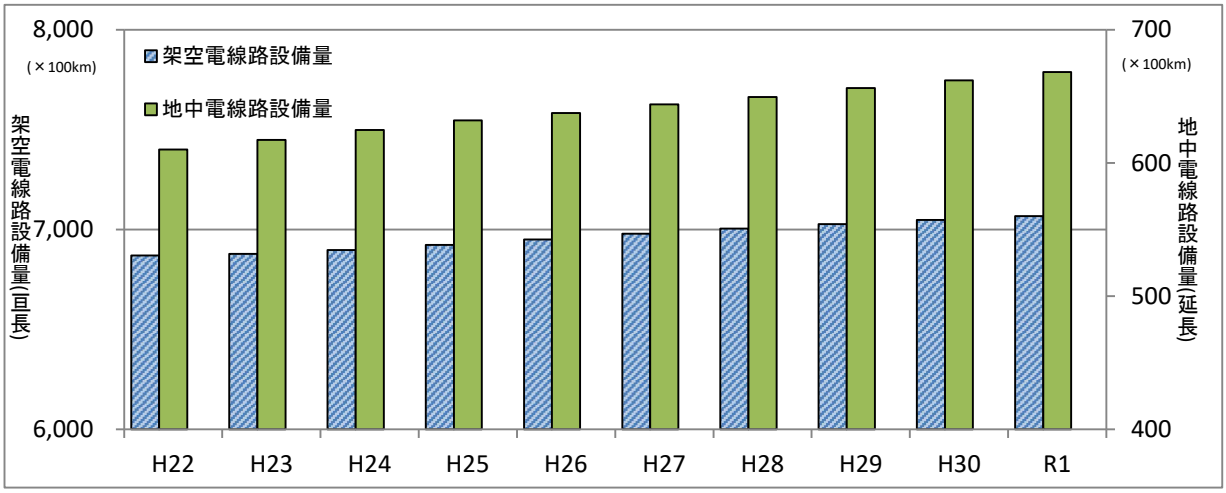

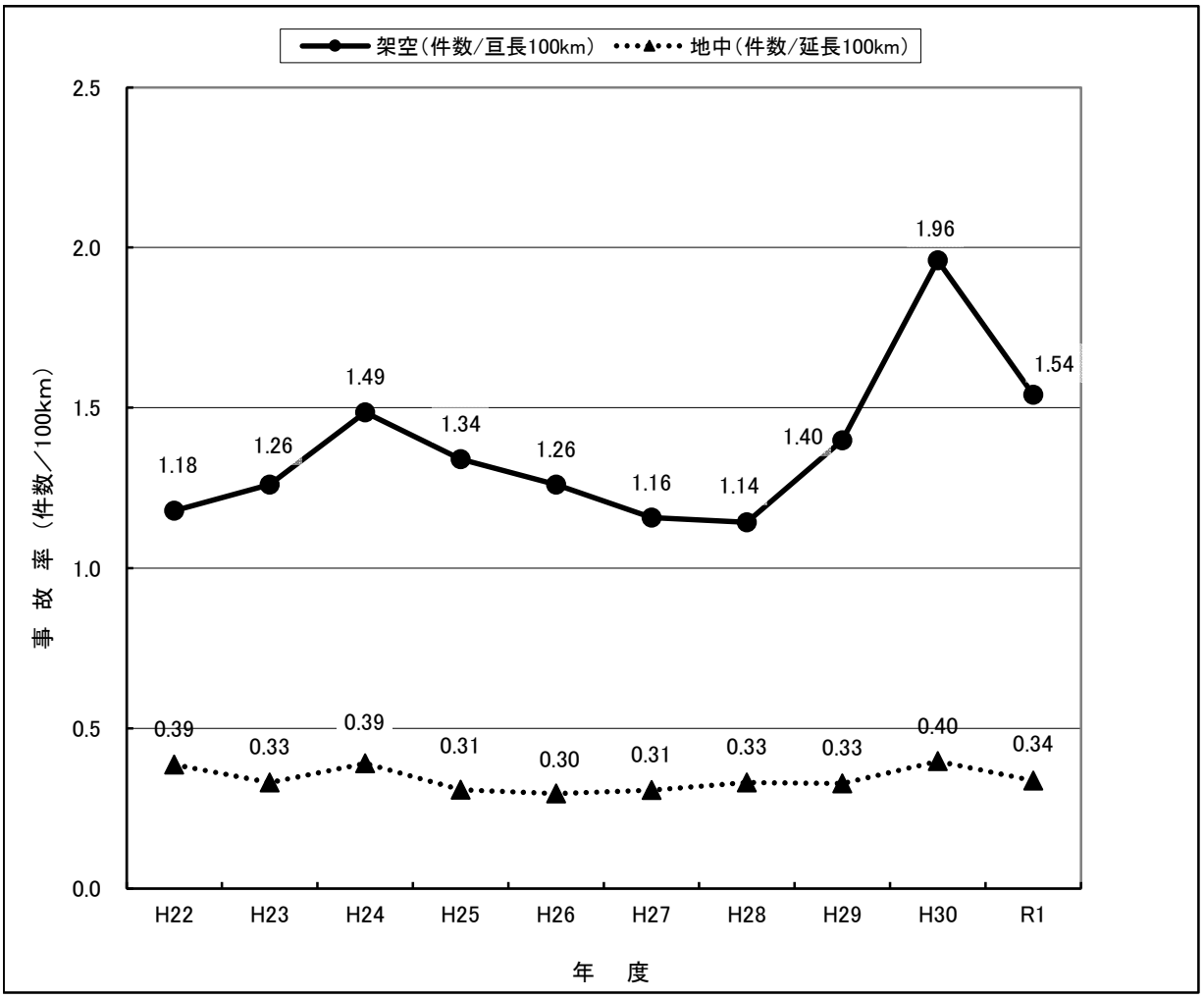

（備考）　事故率は、架空は亘長100km当たり、地中は延長100km当たりの事故件数である。

第3図　感電死傷事故件数の推移

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

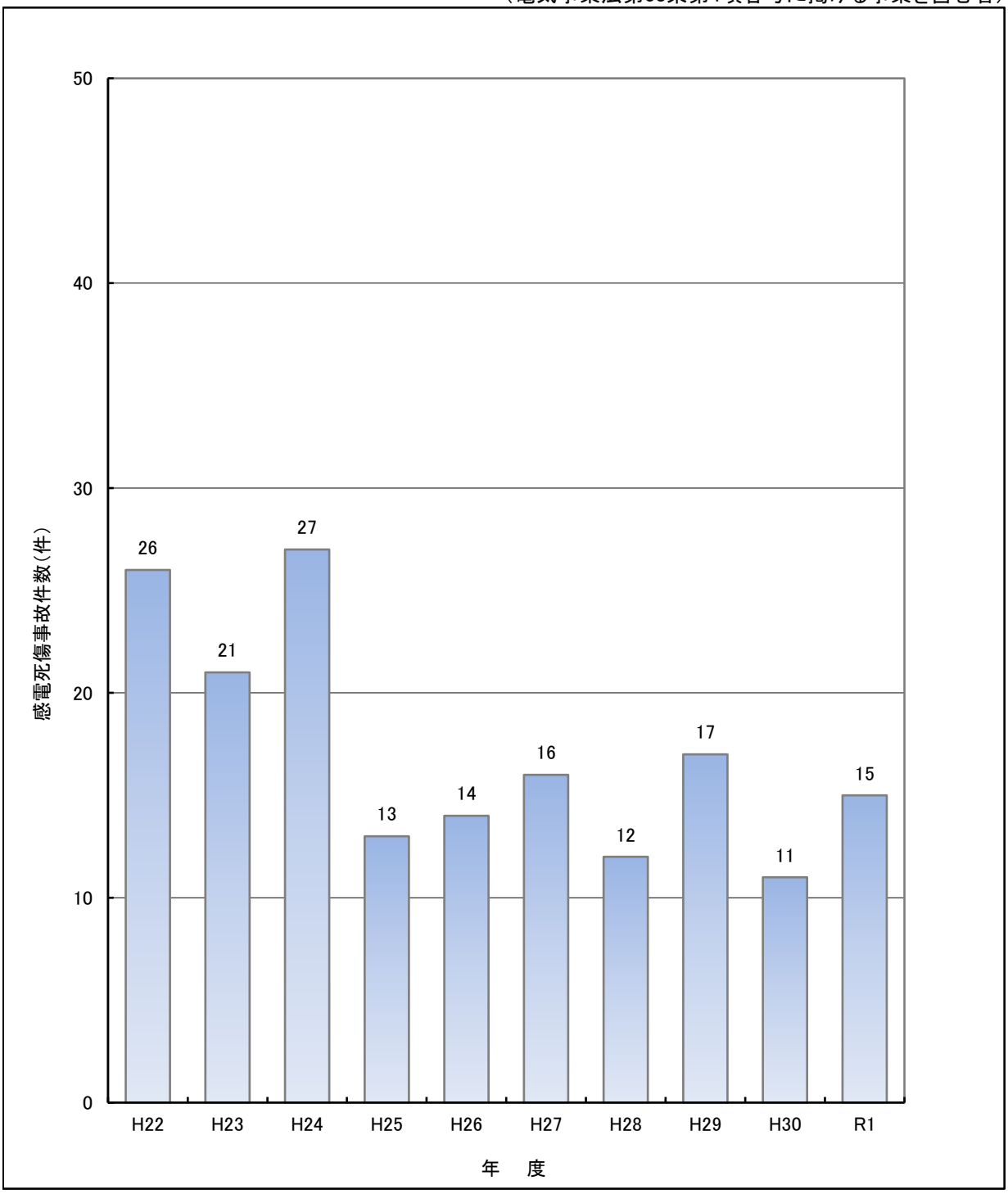

第4図　電気火災事故件数の推移

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

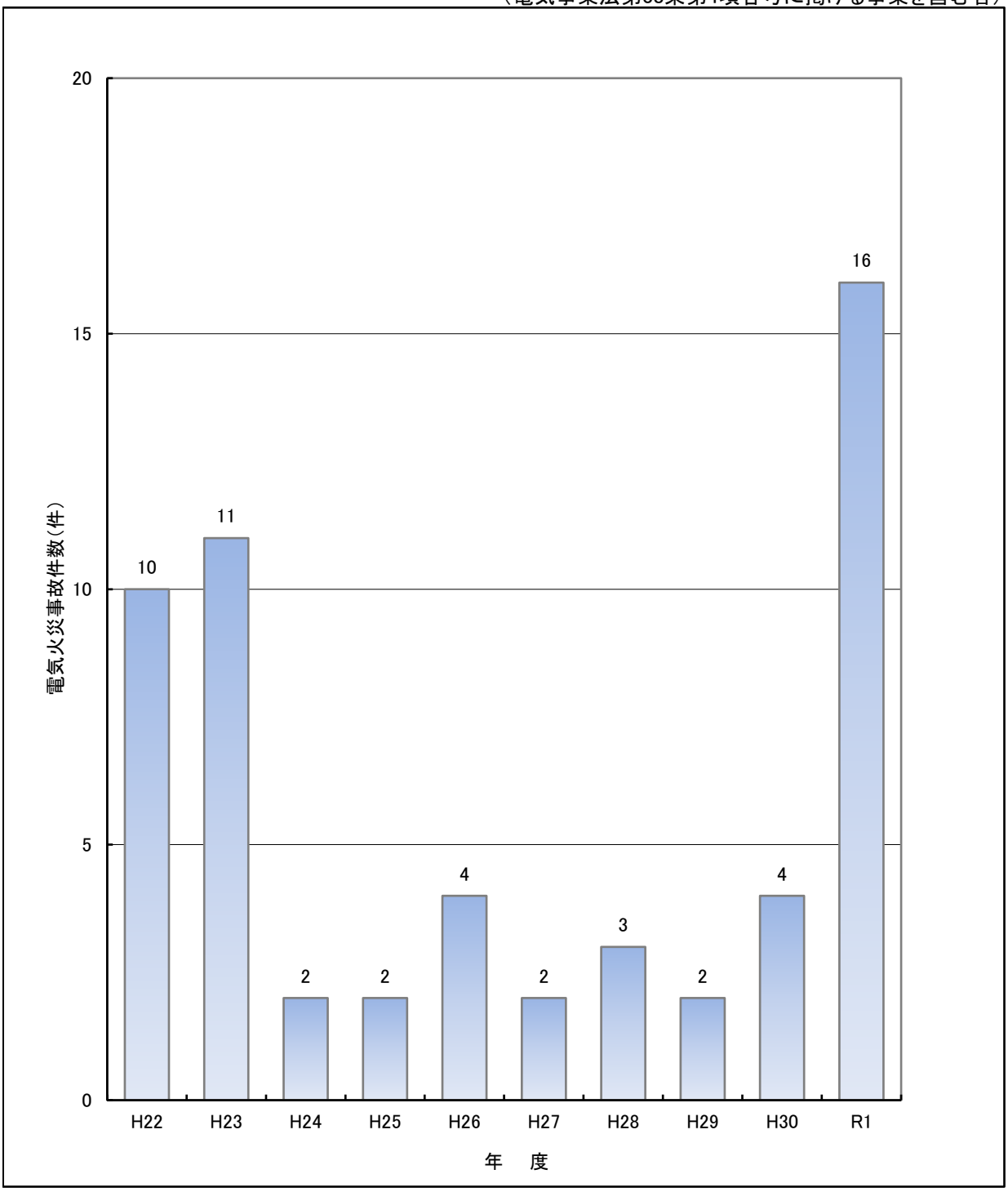

Ⅳ．自家用電気工作物を設置する者

ここでは、電気関係報告規則第 3 条（事故報告）第 1 項に基づき、自家用電気工作物を設置する者から経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に提出された電気事故報告書について各種集計表としてまとめています。

また、過年度比較については、過去 10 年間の比較を行っています。

１．集計表の概要

(1) 第 1 表は、各種発電所、変電所、送配電設備、需要設備において発生した事故を波及事故の有無と事故種類別にまとめたものです。

(2) 第 2 表(1)及び第 2 表(2)は、感電死傷事故、感電以外の死傷事故について、事故発生電気工作物を死傷者の属性別及び事故の原因別にまとめたものです。

(3) 第 3 表及び第 4 表は、電気火災事故、電気工作物の破損等による物損事故について、事故発生電気工作物を事故の原因別にまとめたものです。

(4) 第 5 表から第 12 表は、各種発電所、変電所、送配電設備、需要設備において発生した事故で被害のあった設備や部品を事故の原因別にまとめたものです。

(5) 第 13 表は、需要設備において発生した波及事故について、事故のパターンを「区分開閉器の破損・誤操作等」と「区分開閉器以外の電気工作物の破損・誤操作等」に分け、波及事故の要因となった電気工作物を地絡・短絡の要因別及び波及要因別にまとめたものです。

２．過年度比較の概要

(1) 全体概況

令和元年度の電気事故件数は 504 件（第 1 表）です。事故の多くは需要設備における事故で 238 件あり、全体の約 47.2%を占めています。以下、太陽電池発電所（135 件）、火力発電所（83 件）、風力発電所（35 件）、水力発電所（12 件）と続きます。

(2) 太陽電池発電所及び風力発電所の事故件数

太陽電池発電所の事故件数は 135 件であり、前年度の 117 件に比べ 18 件増加しています。事故率も増加しています。これは、主に関東・東北管内において、自然災害（特に水害）に起因する事故の増加、及び、逆変換装置又はインバータの破損事故（特に製作不完全）の増加によるものです。

風力発電所の事故件数は 35 件であり、前年度の 43 件に比べ 8 件減少しています。事故率も減少しています。

(3) 感電死傷事故

感電死傷事故は 44 件発生しています（第 2 表及び第 3 図）。前年度の 50 件に比べ 6

件減少しています。

(4) 電気火災事故

電気火災事故は7件発生しています（第2表及び第4図）。前年度も7件であり、増減はありません。

第１表　自家用電気工作物詳報対象事故件数総括表

令和元年度分　　（自家用電気工作物を設置する者）

事故の種類 / 波及事故 / 事故発生箇所		死傷（第1号） 感電死傷 有（第11号の一部）	死傷（第1号） 感電死傷 無	死傷（第1号） 感電以外の死傷 有（第11号の一部）	死傷（第1号） 感電以外の死傷 無	死傷（第1号） 計	電気火災（第2号） 有（第11号の一部）	電気火災（第2号） 無	電気火災（第2号） 計	電気工作物の破損等による物損（第3号） 有（第11号の一部）	電気工作物の破損等による物損（第3号） 無	電気工作物の破損等による物損（第3号） 計	電気工作物の破損 主要電気工作物（第4号及び第5号） 有（第11号の一部）	電気工作物の破損 主要電気工作物（第4号及び第5号） 無	電気工作物の破損 主要電気工作物（第4号及び第5号） 計	電気工作物の破損 その他の工作物（主要電気工作物以外の電気工作物の破損） 有（第11号の一部）	電気工作物の破損 その他の工作物（主要電気工作物以外の電気工作物の破損） 無	電気工作物の破損 その他の工作物（主要電気工作物以外の電気工作物の破損） 計	波及（被害なし）（第11号の一部） 有	発電支障（第6号） 有（第11号の一部）	発電支障（第6号） 無	発電支障（第6号） 計	その他（第12号及び第13号） 有（第11号の一部）	その他（第12号及び第13号） 無	その他（第12号及び第13号） 計	事故総件数 有（第11号）	事故総件数 無	事故総件数 計
発電所	水力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	12	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	12
	火力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79	79	0		0	0	0	9	9	0	1	1	0	83	83
	燃料電池	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	太陽電池	0	1	0	0	1	0	0	0	0	5	5	0	129	129	1		1	0	0	0	0	0	0	0	1	134	135
	風力	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	33	33	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	35
	計	0	2	0	0	2	0	0	0	0	6	6	0	253	253	1		1	0	0	9	9	0	1	1	1	264	265
変電所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0				0	0	0	0	0	0
送電線路	架空	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0				0	0	0	0	1	1
	地中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0				0	0	0	0	0	0
	計	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0				0	0	0	0	1	1
特別高圧配電線路	架空	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0		0	0				0	0	0	0	0	0
	地中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0		0	0				0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0		0	0				0	0	0	0	0	0
高圧配電線路	架空	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0		0	0				0	0	0	0	0	0
	地中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0		0	0				0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0		0	0				0	0	0	0	0	0
低圧配電線路		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0		0	0				0	0	0	0	0	0
需要設備（高圧）		0	27	0	2	29	0	1	1	0	1	1	1	6	7	160		160	19				0	0	0	180	37	217
需要設備（低圧）		0	14	0	0	14	0	6	6	0	0	0				0		0	0				0	1	1	0	21	21
合計		0	44	0	2	46	0	7	7	0	7	7	1	259	260	161		161	19	0	9	9	0	2	2	181	323	504

備考１．詳報ごとに対象となった事故の種類（該当号）をそれぞれ計上する。
　　２．一つの詳報が複数の事故の種類（該当号）に該当する場合には、それぞれの項目に計上するが、総件数には１件として計上する。
　　３．第１１号に該当する事故については、各事故の種類の波及事故「有」に分散しているため、「第１１号の一部」と表記している。

第２表（１）　感電死傷事故件数表

令和元年度　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（自家用電気工作物を設置する者）

事故発生電気工作物	種別／原因	感電（作業者）																																						感電（公衆）																	総計
		従業員																		その他																			合計	百分率（%）	死亡								負傷								合計	百分率（%）	
		死亡									負傷									計	死亡									負傷									計																					
		作業準備不良	作業方法不良	工具防具不良	電気工作物不良	被害者の過失	第三者の過失	その他	不明	小計	作業準備不良	作業方法不良	工具防具不良	電気工作物不良	被害者の過失	第三者の過失	その他	不明	小計		作業準備不良	作業方法不良	工具防具不良	電気工作物不良	被害者の過失	第三者の過失	その他	不明	小計	作業準備不良	作業方法不良	工具防具不良	電気工作物不良	被害者の過失	第三者の過失	その他	不明	小計				電気工作物不良	被害者の過失	第三者の過失	自殺	無断加工	その他	不明	小計	電気工作物不良	被害者の過失	第三者の過失	自殺	無断加工	その他	不明	小計			
発電所	水力																																																										
発電所	火力																																																										
発電所	燃料電池																																																									
発電所	太陽電池																																	(1) 1				(1) 1	(1) 1	(1) 1	3.1																			(1) 1
発電所	風力																																										(1) 1						(1) 1									(1) 1	8.3	(1) 1
発電所	小計																																	(1) 1				(1) 1	(1) 1	(1) 1	3.1		(1) 1						(1) 1									(1) 1	8.3	(2) 2
変電所																																																												
送電線路	架空																														(1) 1							(1) 1	(1) 1	(1) 1	3.1																			(1) 1
送電線路	地中																																																										
送電線路	小計																														(1) 1							(1) 1	(1) 1	(1) 1	3.1																			(1) 1
特別高圧配電線路	架空																																																										
特別高圧配電線路	地中																																																										
特別高圧配電線路	小計																																																										
高圧配電線路	架空																																																										
高圧配電線路	地中																																																										
高圧配電線路	小計																																																										
低圧配電線路	引込線 100V																																																										
低圧配電線路	引込線 200V																																																										
低圧配電線路	引込線 その他																																																										
低圧配電線路	引込線以外の配電線路 架空 100V																																																										
低圧配電線路	引込線以外の配電線路 架空 200V																																																										
低圧配電線路	引込線以外の配電線路 架空 その他																																																										
低圧配電線路	引込線以外の配電線路 地中 100V																																																										
低圧配電線路	引込線以外の配電線路 地中 200V																																																										
低圧配電線路	引込線以外の配電線路 地中 その他																																																										
低圧配電線路	小計																																																										
需要設備（高圧）	遮断器																													(1) 1			(1) 1	(1) 1				(3) 3	(3) 3	(3) 3	9.4																			(3) 3
需要設備（高圧）	変圧器											(1) 1							(1) 1	(1) 1																				(1) 1	3.1																			(1) 1
需要設備（高圧）	周波数変換機器																																																										
需要設備（高圧）	整流機器																																																										
需要設備（高圧）	電力用コンデンサー																																	(1) 1				(1) 1	(1) 1	(1) 1	3.1																			(1) 1
需要設備（高圧）	調相機																																																										
需要設備（高圧）	分路リアクトル																																																										
需要設備（高圧）	直列リアクトル												(1) 1						(1) 1	(1) 1																				(1) 1	3.1																			(1) 1
需要設備（高圧）	電線及び支持物																															(1) 1						(1) 1	(1) 1	(1) 1	3.1																			(1) 1

	開閉器類																					
	避雷器																					
	変成器																					
	変流器																					
	電力貯蔵装置																					
	その他		(1) 1								(1) 1										(1) 1	
	小計		(1) 1								(1) 1		(1) 1	(1) 1						(2) 2	(3) 3	
需要設備（低圧）	配線	100V																				
		200V										(1) 1								(1) 1	(1) 1	
		その他																				
	機器	100V																				
		200V											(1) 1							(1) 1	(1) 1	
		その他										(1) 1				(1) 1				(2) 2	(2) 2	
	外灯・看板灯	100V																				
		200V																				
		その他																				
	小計											(2) 2	(1) 1			(1) 1				(4) 4	(4) 4	
合計			(1) 1								(1) 1	(2) 2	(2) 2	(1) 1		(1) 1				(6) 6	(7) 7	
百分率（%）			3.1								3.1	6.3	6.3	3.1		3.1				18.8	21.9	

	開閉器類										(2) 2				(3) 3				(5) 5	(5) 5	(5) 5	15.6
	避雷器																					
	変成器											(1) 1							(1) 1	(1) 1	(1) 1	3.1
	変流器																					
	電力貯蔵装置																					
	その他										(2) 2	(3) 3			(3) 3				(8) 8	(8) 8	(9) 9	28.1
	小計										(5) 5	(4) 4	(1) 1	(1) 1	(8) 8				(19) 19	(19) 19	(22) 22	68.8
需要設備（低圧）	配線	100V																				
		200V																			(1) 1	3.1
		その他																				
	機器	100V																				
		200V									(1) 1				(2) 2				(3) 3	(3) 3	(4) 4	12.5
		その他													(1) 1				(1) 1	(1) 1	(3) 3	9.4
	外灯・看板灯	100V																				
		200V																				
		その他																				
	小計										(1) 1				(3) 3				(4) 4	(4) 4	(8) 8	25.0
合計											(6) 6	(5) 5	(1) 1	(1) 1	(12) 12				(25) 25	(25) 25	(32) 32	100
百分率（%）											18.8	15.6	3.1	3.1	37.5				78.1	78.1	100	

	開閉器類										(1) 1	(3) 3							(4) 4	(4) 4	33.3	(9) 9
	避雷器																					
	変成器																					(1) 1
	変流器																					
	電力貯蔵装置																					
	その他											(1) 1							(1) 1	(1) 1	8.3	(10) 10
	小計										(1) 1	(4) 4							(5) 5	(5) 5	41.7	(27) 27
需要設備（低圧）	配線	100V																				
		200V										(2) 2							(2) 2	(2) 2	16.7	(3) 3
		その他																				
	機器	100V																				
		200V									(1) 1	(3) 3							(4) 4	(4) 4	33.3	(8) 8
		その他																				(3) 3
	外灯・看板灯	100V																				
		200V																				
		その他																				
	小計										(1) 1	(5) 5							(6) 6	(6) 6	50.0	(14) 14
合計				(1) 1						(1) 1	(2) 2	(9) 9							(11) 11	(12) 12	100	(44) 44
百分率（%）				8.3						8.3	16.7	75.0							91.7	100		

備考１．詳報ごとに事故発生電気工作物及び事故原因を記載すること。死傷者は上段に括弧付き（　）で、件数を下段に、それぞれ記載すること。
　　２．「事故発生電気工作物」とは死傷者が直接感電した電気工作物とすること。

第２表（２）　感電以外の死傷事故件数表

令和元年度　　（自家用電気工作物を設置する者）

種別 ＼ 原因 ＼ 事故発生電気工作物	作業者 従業員 死亡 電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作 被害者による	電気工作物の操作 第三者による	その他	不明	小計	負傷 電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作 被害者による	電気工作物の操作 第三者による	その他	不明	小計	計	その他 死亡 電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作 被害者による	電気工作物の操作 第三者による	その他	不明	小計	負傷 電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作 被害者による	電気工作物の操作 第三者による	その他	不明	小計	計	合計	百分率（％）	公衆 死亡 電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作 被害者による	電気工作物の操作 第三者による	その他	不明	小計	負傷 電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作 被害者による	電気工作物の操作 第三者による	その他	不明	小計	合計	百分率（％）	総計
発電所 水力																																																			
発電所 火力																																																			
発電所 燃料電池																																																			
発電所 太陽電池																																																			
発電所 風力																																																			
発電所 小計																																																			
変電所																																																			
送電線 架空																																																			
送電線 地中																																																			
送電線 小計																																																			
特別高圧配電線路 架空																																																			
特別高圧配電線路 地中																																																			
特別高圧配電線路 小計																																																			
高圧配電線路 架空																																																			
高圧配電線路 地中																																																			
高圧配電線路 小計																																																			
低圧配電線路																																																			
需要設備（高圧）										(1) 1				(1) 1	(1) 1									(1) 1				(1) 1	(1) 1	(2) 2	100																			(2) 2
需要設備（低圧）																																																			
合計										(1) 1				(1) 1	(1) 1									(1) 1				(1) 1	(1) 1	(2) 2	100																			(2) 2
百分率（％）										50.0				50.0	50.0									50.0				50.0	50.0	100																				

備考１．詳報ごとに事故発生電気工作物及び事故原因を記載すること。死傷者は上段に括弧付き（　）で、件数を下段に、それぞれ記載すること。
　　２．「事故発生電気工作物」とは死傷者が直接感電した電気工作物とすること。

第３表　電気火災事故件数表

令和元年度　　（自家用電気工作物を設置する者）

事故原因 電気工作物 ＼ 原因		設備不備		保守不備			自然災害							故意・過失			無断加工	その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木				
発電所	水力																			
	火力																			
	燃料電池																			
	太陽電池																			
	風力																			
	小計																			
変電所																				
送電線路	架空																			
	地中																			
	小計																			
特別高圧配電線路	架空																			
	地中																			
	小計																			
高圧配電線路	架空																			
	地中																			
	小計																			
低圧配電線路																				
需要設備（高圧）				1																1
需要設備（低圧）				1	4													1		6
合計				2	4													1		7

備考１．電気火災事故ごとに事故発生電気工作物及び事故原因を記載すること。
　　２．「事故発生電気工作物」とは電気火災の原因となった電気工作物を記載すること。

第４表　電気工作物の破損等による物損事故件数表

令和元年度　　（自家用電気工作物を設置する者）

事故発生電気工作物 ＼ 原因		電気工作物の破損	電気工作物の欠陥	電気工作物の操作		その他	不明	合計
				被害者による	第三者による			
発電所	水力							
	火力							
	燃料電池							
	太陽電池	5						5
	風力	1						1
	小計	6						6
変電所								
送電線路	架空							
	地中							
	小計							
特別高圧配電線路	架空							
	地中							
	小計							
高圧配電線路	架空							
	地中							
	小計							
低圧配電線路								
需要設備（高圧）				1				1
需要設備（低圧）								
合計		6		1				7

備考１．物損事故ごとに事故発生電気工作物及び事故原因を記載すること。
　　２．「事故発生電気工作物」とは物損の原因となった電気工作物とすること。

第５表（１）　水力発電所（水力設備）の事故被害件数表

令和元年度　　（自家用電気工作物を設置する者）

被害箇所	原因	設備不備		保守不備			自然災害							故意・過失				他物接触			腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食	化学腐食		自社	他社				
ダム	ダム及び副ダム										2																		2
	洪水吐き																												
	洪水吐きゲート及び排砂ゲート																												
	余水路																												
	排砂水路																												
	流木路、舟ばつ路及び魚道																												
	ダムの護岸										1																		1
	その他																												
	小計										3																		3
取水設備	取水口										1																		1
	取水口にある制水門及び排砂ゲート											1																	1
	排砂水路及び余水路																												
	除塵設備																												
	取水設備の護岸																												
	その他																												
	小計										1	1																	2
沈砂池	沈砂池（付属する制水門を含む。）																												
	排砂ゲート																												
	排砂路及び余水路																												
	除塵設備																												
	沈砂池の護岸																												
	その他																												
	小計																												
導水路	開きょ																												
	蓋きょ																												
	トンネル																												
	水路橋																												
	水路管										1	2																	3
	とい																												
	制水門及び排砂ゲート																												
	排砂水路																												

	除塵設備																											
	その他																											
	小計										1	2																3
放水路	放水路											1																1
	放水路の護岸										1																	1
	小計										1	1																2
ヘッドタンク	ヘッドタンク																											
	排砂ゲート																											
	排砂水路及び余水路																											
	除塵設備																											
	ヘッドタンク及び余水路の護岸																											
	その他																											
	小計																											
サージタンク	サージタンク																											
	放水路サージタンク																											
	その他																											
	小計																											
水圧管路	水圧管、空気管及び排水管			1																								1
	空気弁及び排水弁																											
	水圧管のアンカーブロック																											
	支台																											
	水圧管路の路面及び側壁																											
	その他																											
	小計			1																								1
水車	制水弁・制水門（主弁・側路弁）																											
	案内羽根																											
	ランナー																											
	ノズル																											
	バケット																											
	ケーシング																											
	吸出管																											
	主軸																											
	軸受																											
	調速装置			1							1																	2
	制圧機																											
	圧油装置										1																	1
	潤滑油装置																											
	継手																											
	自動制御装置																											

	その他																											
	小計			1							2																	3
揚水式発電所における揚水用ポンプ																												
貯水池	貯水池の法面及び底面																											
	余水吐き及び排砂ゲート																											
	余水路及び排砂水路																											
	湛水地域の護岸																											
	その他																											
	小計																											
調整池	調整池の法面及び底面																											
	余水吐き及び排砂ゲート																											
	余水路及び排砂水路																											
	湛水地域の護岸																											
	その他																											
	小計																											
小水車																												
建物	本館											1																1
	その他																											
	小計											1																1
その他												1																1
合計				2							8	6																16

備考１．第4号、第5号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳報に記載されているもののみとする。

第５表（２）　水力発電所（電気設備）の事故被害件数表

令和元年度　　（自家用電気工作物を設置する者）

被害箇所		原因	設備不備		保守不備			自然災害							故意・過失				他物接触			腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食	化学腐食		自社	他社				
発電機	固定子	巻線																												
		その他																												
	回転子	巻線																												
		その他																												
	軸受																													
	励磁装置																													
	その他				1								1																	2
	小計				1								1																	2
変圧器	主要変圧器	巻線																												
		ブッシング																												
		冷却装置																												
		電圧調整装置																												
		その他																												
	所内変圧器																													
	起動用変圧器																													
	小計																													
負荷時電圧調整器																														
負荷時電圧位相調整器																														
調相機																														
電力用コンデンサー																														
分路リアクトル及び限流リアクトル																														
SVC（静止型無効電力調整装置）																														
周波数変換機器																														
整流機器																														
遮断器	油入遮断器																													
	真空遮断器																													
	空気遮断器																													
	磁気遮断器																													
	ガス遮断器																													
	その他遮断器																													

小計																												
誘導電圧調整器																												
接地装置																												
避雷器																												
開閉器																												
断路器																												
非常用予備発電装置																												
計器用変成器																												
計器・継電器類																												
主要回路																												
補助回路																												
制御回路																												
制御電源装置																												
電力貯蔵装置																												
その他																												
合計			1								1																	2

備考１．第4号、第5号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳報に記載されているもののみとする。

第６表（１）　火力発電所（汽力設備）の事故被害件数表

令和元年度　　（自家用電気工作物を設置する者）

被害箇所	原因	設備不備		保守不備			自然災害							故意・過失				他物接触			腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食	化学腐食		自社	他社				
蒸気タービン	タービン　ケーシング																												
	タービン　隔板																												
	タービン　円板																												
	タービン　羽根	1																									1		2
	タービン　主軸																												
	タービン　軸受																												
	タービン　噴口																												
	タービン　その他																												
	調速装置	1																											1
	非常調速装置																												
	主蒸気管				1																								1
	再熱蒸気管																												
	気筒連絡管																												
	工場送気管																												
	復水管			1																									1
	給水管																												
	主蒸気止め弁																												
	熱交換器			1																									1
	潤滑油装置																												
	その他																												
	小計	2		2	1																						1		6
	胴			1																								1	2
	管寄せ																												
	火炉	1	1	8	4																	1					1	3	19
	蒸気だめ																												
	給水ポンプ																												
	再熱器管																					1							1
	連絡管			1																									1
	給水管			3	3																								6
	主蒸気管			5	2																						1		8
	再熱蒸気管																												

ボイラー	過熱器管			1	11	1																							13
	節炭器管及び工場送気管			1	2																		2					1	6
	安全弁				1																								1
	熱交換器																						1						1
	空気圧縮機及びガス圧縮機	空気圧縮機・空気だめ																											
		ガス圧縮機・ガスだめ																											
		その他																											
	独立節炭器及び空気予熱器																												
	通風機			1																								2	3
	その他				1																								1
	小計		1	4	33	10																	5					2	7	62
独立過熱器	胴																												
	管寄せ																												
	火炉																												
	蒸気だめ																												
	給水ポンプ																												
	再熱器管																												
	連絡管																												
	給水管																												
	主蒸気管																												
	再熱蒸気管																												
	過熱器管																												
	節炭器管及び工場送気管																												
	安全弁																												
	熱交換器																												
	空気圧縮機及びガス圧縮機	空気圧縮機・空気だめ																											
		ガス圧縮機・ガスだめ																											
		その他																											
	独立節炭器及び空気予熱器																												
	通風機																												
	その他																												
	小計																												
	胴																												
	管寄せ																												
	火炉																												
	蒸気だめ																												
	給水ポンプ																												
	再熱器管																												
	連絡管																												

蒸気貯蔵器	給水管																												
	主蒸気管																												
	再熱蒸気管																												
	過熱器管																												
	節炭器管及び工場送気管																												
	安全弁																												
	熱交換器																												
	空気圧縮機及びガス圧縮機 空気圧縮機・空気だめ																												
	空気圧縮機及びガス圧縮機 ガス圧縮機・ガスだめ																												
	空気圧縮機及びガス圧縮機 その他																												
	独立節炭器及び空気予熱器																												
	通風機																												
	その他																												
	小計																												
燃料設備	廃棄物固形化燃料を貯蔵する設備																												
	油タンク及びガスタンク																												
	液化ガス用貯槽																												
	液化ガス用気化器																												
	ガス用又は液化ガス用の外径150ミリメートル以上の配管及び導管																												
	その他																												
	小計																												
ばい煙処理設備	空気圧縮機																												
	通風機																												
	破砕機及び摩砕機																												
	その他				1																								1
	小計				1																								1
液化ガス設備	液化ガス用貯槽																												
	液化ガス用気化器																												
	液化ガス用容器																												
	液化ガス用の外径150ミリメートル以上の配管及び導管																												
	その他																												
	小計																												
蒸気井	蒸気井（本体）																												
	蒸気分離機																												
	熱交換器／蒸発器																												
	配管																												
	その他																												
	小計																												
灰じん輸送装置																													

燃焼用機器																													
給水設備	給水ポンプ																												
	給水・ボイラー水処理設備																												
	その他																												
	小計																												
排水処理設備																													
廃棄物焼却炉																													
冷却塔・冷却水路																													
自動制御装置																													
建物	本館																												
その他																													
合計		3	4	35	12																5					3	7	69

備考１．第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳報に記載されているもののみとする。

第６表（２）　火力発電所（ガスタービン設備）の事故被害件数表

令和元年度　　（自家用電気工作物を設置する者）

被害箇所		原因	設備不備		保守不備			自然災害							故意・過失				他物接触			腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食	化学腐食		自社	他社				
ガスタービン	タービン	ケーシング																												
		隔板																												
		円板																												
		羽根	2		1										1															4
		主軸																												
		軸受																												
		噴口																												
		その他	1																											1
	調速装置及び非常調速装置																													
	空気圧縮機及びガス圧縮機		1		1																									2
	燃焼器からタービン、空気圧縮機から燃焼器及び空気圧縮機からタービンに至る配管				1																									1
	熱交換器及びガス発生器																													
	潤滑油装置																													
	その他																													
	小計		4		3										1															8
燃料設備	油タンク及びガスタンク																													
	液化ガス用貯槽																													
	液化ガス用気化器																													
	ガス用又は液化ガス用の外径150ミリメートル以上の配管及び導管																													
	その他																													
	小計																													
ばい煙処理設備	空気圧縮機																													
	通風機																													
	破砕機及び摩砕機																													
	その他																													
	小計																													
液化ガス設備	液化ガス用貯槽																													
	液化ガス用気化器																													
	液化ガス用容器																													
	液化ガス用の外径150ミリメートル以上の配管及び導管																													
	その他																													

	小計																												
ガス化炉設備	ガス化炉																												
	蒸気発生器																												
	胴																												
	管寄せ																												
	火炉																												
	蒸気だめ																												
	給水ポンプ																												
	再熱器管																												
	給水管																												
	主蒸気管																												
	再熱蒸気管																												
	過熱器管																												
	節炭器管及び工場送気管																												
	安全弁																												
	熱交換器																												
	空気圧縮機及びガス圧縮機	空気圧縮機・空気だめ																											
		ガス圧縮機・ガスだめ																											
		その他																											
	独立節炭器及び空気予熱器																												
	通風機																												
	その他																												
	小計																												
脱水素設備																													
作動用空気加熱器																													
燃焼用空気予熱器																													
自動制御装置																													
建物	本館																												
その他																													
合計		4		3										1															8

備考１．第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳報に記載されているもののみとする。

第６表（３）　火力発電所（内燃力設備）の事故被害件数表

令和元年度　　（自家用電気工作物を設置する者）

被害箇所 ＼ 原因			設備不備		保守不備			自然災害							故意・過失				他物接触			腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食	化学腐食		自社	他社				
内燃機関	機関本体	気筒																												
		ピストン																												
		ピストン及び連接棒																												
		クランク軸																												
		はずみ車																												
		軸受																												
		弁																												
		減速機及び増速機																												
		その他																												
	調速装置及び非常調速装置																													
	潤滑油装置																													
	その他																													
	小計																													
燃料設備	油タンク及びガスタンク																													
	液化ガス用貯槽																													
	液化ガス用気化器																													
	ガス用又は液化ガス用の外径150ミリメートル以上の配管及び導管																													
	その他																													
	小計																													
空気だめ・空気圧縮機																														
通風設備																														
冷却水設備																														
自動制御装置																														
建物	本館																													
その他																														
合計																														

備考１．第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳報に記載されているもののみとする。

第６表（４）　火力発電所（電気設備）の事故被害件数表［原動力種別：汽力］

令和元年度　　（自家用電気工作物を設置する者）

被害箇所 ＼ 原因			設備不備		保守不備			自然災害							故意・過失				他物接触			腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食	化学腐食		自社	他社				
発電機	固定子	巻線				2																								2
		その他				1																								1
	回転子	巻線																												
		その他				1								1																2
	軸受																													
	励磁装置		1																											1
	その他																													
	小計		1			4								1																6
変圧器	主要変圧器	巻線																												
		ブッシング																												
		冷却装置																												
		電圧調整装置																												
		その他																												
	所内変圧器																													
	起動用変圧器																													
	小計																													
負荷時電圧調整器																														
負荷時電圧位相調整器																														
調相機																														
電力用コンデンサー																														
分路リアクトル及び限流リアクトル																														
SVC（静止型無効電力調整装置）																														
周波数変換機器																														
整流機器																														
遮断器	油入遮断器																													
	真空遮断器																													
	空気遮断器																													
	磁気遮断器																													
	ガス遮断器																													
	その他遮断器																													

小計																												
誘導電圧調整器																												
接地装置																												
避雷器																												
開閉器																												
断路器																												
非常用予備発電装置																												
計器用変成器																												
計器・継電器類																												
主要回路																												
補助回路																												
制御回路																												
制御電源装置																												
電力貯蔵装置																												
その他		1																										1
合計	1	1		4								1																7

備考１．第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳報に記載されているもののみとする。
２．本表は、原動力種別ごとにそれぞれ作成すること。

第６表（４）　火力発電所（電気設備）の事故被害件数表［原動力種別：ガスタービン］

令和元年度　　（自家用電気工作物を設置する者）

被害箇所 ＼ 原因			設備不備		保守不備			自然災害							故意・過失				他物接触			腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食	化学腐食		自社	他社				
発電機	固定子	巻線				1																								1
		その他																												
	回転子	巻線																												
		その他																												
	軸受																													
	励磁装置					1																								1
	その他																													
	小計					2																								2
変圧器	主要変圧器	巻線																												
		ブッシング																												
		冷却装置																												
		電圧調整装置																												
		その他																												
	所内変圧器																													
	起動用変圧器																													
	小計																													
負荷時電圧調整器																														
負荷時電圧位相調整器																														
調相機																														
電力用コンデンサー																														
分路リアクトル及び限流リアクトル																														
SVC（静止型無効電力調整装置）																														
周波数変換機器																														
整流機器																														
遮断器	油入遮断器																													
	真空遮断器																													
	空気遮断器																													
	磁気遮断器																													
	ガス遮断器																													
	その他遮断器																													

小計																												
誘導電圧調整器																												
接地装置																												
避雷器																												
開閉器																												
断路器																												
非常用予備発電装置																												
計器用変成器																												
計器・継電器類																												
主要回路																												
補助回路																												
制御回路																												
制御電源装置																												
電力貯蔵装置																												
その他																												
合計				2																								2

備考１．第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳報に記載されているもののみとする。
２．本表は、原動力種別ごとにそれぞれ作成すること。

第６表（４）　火力発電所（電気設備）の事故被害件数表［原動力種別：内燃力］

令和元年度　　（自家用電気工作物を設置する者）

被害箇所 ＼ 原因			設備不備		保守不備			自然災害							故意・過失				他物接触			腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食	化学腐食		自社	他社				
発電機	固定子	巻線																												
		その他																												
	回転子	巻線																												
		その他																												
	軸受																													
	励磁装置																													
	その他																													
	小計																													
変圧器	主要変圧器	巻線																												
		ブッシング																												
		冷却装置																												
		電圧調整装置																												
		その他																												
	所内変圧器																													
	起動用変圧器																													
	小計																													
負荷時電圧調整器																														
負荷時電圧位相調整器																														
調相機																														
電力用コンデンサー																														
分路リアクトル及び限流リアクトル																														
SVC（静止型無効電力調整装置）																														
周波数変換機器																														
整流機器																														
遮断器	油入遮断器																													
	真空遮断器																													
	空気遮断器																													
	磁気遮断器																													
	ガス遮断器																													
	その他遮断器																													

小計																												
誘導電圧調整器																												
接地装置																												
避雷器																												
開閉器																												
断路器																												
非常用予備発電装置																												
計器用変成器																												
計器・継電器類																												
主要回路																												
補助回路																												
制御回路																												
制御電源装置																												
電力貯蔵装置																												
その他																												
合計																												

備考１．第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳報に記載されているもののみとする。
２．本表は、原動力種別ごとにそれぞれ作成すること。

第６表（４）　火力発電所（電気設備）の事故被害件数表［原動力種別：組合せ］

令和元年度　　（自家用電気工作物を設置する者）

被害箇所 ＼ 原因			設備不備		保守不備			自然災害							故意・過失				他物接触			腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食	化学腐食		自社	他社				
発電機	固定子	巻線																												
		その他																												
	回転子	巻線																												
		その他																												
	軸受																													
	励磁装置																													
	その他																													
	小計																													
変圧器	主要変圧器	巻線																												
		ブッシング																												
		冷却装置																												
		電圧調整装置																												
		その他																												
	所内変圧器																													
	起動用変圧器																													
	小計																													
負荷時電圧調整器																														
負荷時電圧位相調整器																														
調相機																														
電力用コンデンサー																														
分路リアクトル及び限流リアクトル																														
SVC（静止型無効電力調整装置）																														
周波数変換機器																														
整流機器																														
遮断器	油入遮断器																													
	真空遮断器																													
	空気遮断器																													
	磁気遮断器																													
	ガス遮断器																													
	その他遮断器																													

小計																												
誘導電圧調整器																												
接地装置																												
避雷器																												
開閉器																												
断路器																												
非常用予備発電装置																												
計器用変成器																												
計器・継電器類																												
主要回路																												
補助回路																												
制御回路																												
制御電源装置																												
電力貯蔵装置																												
その他																												
合計																												

備考１．第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳報に記載されているもののみとする。
２．本表は、原動力種別ごとにそれぞれ作成すること。

第７表　燃料電池発電所の事故被害件数表

令和元年度　　（自家用電気工作物を設置する者）

被害箇所＼原因			設備不備		保守不備			自然災害							故意・過失				他物接触			腐食		震	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食	化学腐食	震動	自社	他社				
燃料電池設備	燃料電池																													
	容器																													
	熱交換器																													
	改質器及び気化器																													
	安全弁																													
	燃料貯蔵設備																													
	液体窒素用貯槽																													
	窒素用ガスだめ管																													
	その他																													
	小計																													
変圧器	主要変圧器	巻線																												
		ブッシング																												
		冷却装置																												
		電圧調整装置																												
		その他																												
	所内変圧器																													
	起動用変圧器																													
	小計																													
負荷時電圧調整器																														
負荷時電圧位相調整器																														
調相機																														
電力用コンデンサー																														
分路リアクトル及び限流リアクトル																														
SVC（静止型無効電力調整装置）																														
周波数変換機器																														
整流機器																														
	油入遮断器																													
	真空遮断器																													
	空気遮断器																													

遮断器	磁気遮断器																											
	ガス遮断器																											
	その他遮断器																											
	小計																											
誘導電圧調整器																												
接地装置																												
避雷器																												
開閉器																												
断路器																												
非常用予備発電装置																												
計器用変成器																												
計器・継電器類																												
主要回路																												
補助回路																												
制御回路																												
制御電源装置																												
電力貯蔵装置																												
逆変換装置又はインバータ																												
その他																												
合計																												

備考１．第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳報に記載されているもののみとする。

第８表　太陽電池発電所の事故被害件数表

令和元年度　　（自家用電気工作物を設置する者）

被害箇所＼原因			設備不備		保守不備			自然災害							故意・過失				他物接触			腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食	化学腐食		自社	他社				
太陽電池（50kW以上のもの）	太陽電池モジュール							14		1		7	2																	24
	支持物	架台						9				1	2																	12
		基礎						3					1																	4
	コネクタ、ケーブル																													
	その他																													
	小計							26		1		8	5																	40
変圧器	主要変圧器	巻線										2																		2
		ブッシング																												
		冷却装置																												
		電圧調整装置																												
		その他																												
	所内変圧器																													
	小計											2																		2
負荷時電圧調整器																														
負荷時電圧位相調整器																														
調相機																														
電力用コンデンサー																														
分路リアクトル及び限流リアクトル																														
SVC（静止型無効電力調整装置）																														
周波数変換機器																														
整流機器																														
遮断器	油入遮断器																													
	真空遮断器											2																		2
	空気遮断器																													
	磁気遮断器																													
	ガス遮断器																													
	その他遮断器											1																		1
	小計											3																		3
誘導電圧調整装置																														
接地装置																														

避雷器																												
開閉器										1																		1
断路器										1																		1
非常用予備発電装置										1																		1
計器用変成器										2																		2
計器・継電器類										3																		3
主要回路										1																		1
補助回路										1																		1
制御回路																												
制御電源装置																												
電力貯蔵装置																												
逆変換装置又はインバータ	24	2	4	2		5		11		18	1	1						1								4	46	119
集電箱										1																		1
接続箱										2																		2
その他			1							7																		8
合計	24	2	5	2		31		12		51	6	1						1								4	46	185

備考１．第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳報に記載されているもののみとする。

第９表　風力発電所の事故被害件数表

令和元年度　　（自家用電気工作物を設置する者）

被害箇所		原因	設備不備		保守不備			自然災害							故意・過失				他物接触			腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食	化学腐食		他社	他社				
風力機関（20kW以上のもの）	風車	ブレード			3			3		1																			1	8
		ハブ																												
		主軸			1																									1
		軸受																												
		ナセル						1																						1
		ヨー駆動装置						1																						1
		増速機			2																									2
		風向風速計						1																						1
		その他																												
	支持物	タワー																												
		基礎																												
		洋上風車下部構造																												
		その他																												
	調速装置及び非常調速装置	ピッチ制御装置																												
		ティッププレーキ																												
		機械ブレーキ																												
		その他																												
	その他																													
	小計				6			6		1																			1	14
	発電機	固定子（巻線）	2		1																								1	4
		固定子（その他）																												
		回転子（巻線）																										1	1	2
		回転子（その他）			1	1																								2
		軸受																												
		励磁装置																												
		冷却装置																												
		その他																												
	変圧器（風力機関用）	巻線																												
		ブッシング																												
		冷却装置																												
		電圧調整装置																												
		その他																												

風力電気設備	変圧器（系統連系用）	巻線																												
		ブッシング																												
		冷却装置																												
		電圧調整装置																												
		その他																												
	所内変圧器																													
	負荷時電圧調整器																													
	負荷時電圧位相調整器																													
	調相機																													
	電力用コンデンサー																													
	分路リアクトル及び限流リアクトル																													
	SVC（静止型無効電力調整装置）																													
	周波数変換機器																													
	整流機器																													
	遮断器	油入遮断器																												
		真空遮断器																												
		空気遮断器																												
		磁気遮断器																												
		ガス遮断器																												
		その他遮断器																												
	逆変換装置又はインバータ				2	1				1																			10	14
	誘導電圧調整器																													
	接地装置																													
	避雷器																													
	開閉器																													
	断路器																													
	非常用予備発電装置																													
	計器用変成器																													
	計器・継電器類																													
	主要回路																													
	補助回路																													
	制御回路																													
	制御電源装置																													
	電力貯蔵装置																													
	その他																													
	小計	2		4	2				1																		1	12	22
その他																														
合計		2		10	2		6		2																		1	13	36

備考１．第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳報に記載されているもののみとする。

第１０表　変電所の事故被害件数表

令和元年度　　（自家用電気工作物を設置する者）

被害箇所＼原因			設備不備		保守不備			自然災害							故意・過失				他物接触			腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食	化学腐食		自社	他社				
周波数変換機器	変圧器（周波数変換装置を動かすための変圧器）																														
	バルブ																														
	制御装置																														
	直流リアクトル																														
	高周波フィルタ																														
	その他																														
	小計																														
変圧器	主要変圧器	巻線																													
		ブッシング																													
		冷却装置																													
		電圧調整装置																													
		その他																													
	所内変圧器																														
	小計																														
負荷時電圧調整器																															
負荷時電圧位相調整器																															
調相機																															
電力用コンデンサー																															
分路リアクトル及び限流リアクトル																															
SVC（静止型無効電力調整装置）																															
整流機器																															
遮断器	油入遮断器																														
	真空遮断器																														
	空気遮断器																														
	磁気遮断器																														
	ガス遮断器																														
	その他遮断器																														
	小計																														
誘導電圧調整装置																															
接地装置																															

避雷器																												
開閉器																												
断路器																												
非常用予備発電装置																												
計器用変成器																												
計器・継電器類																												
主要回路																												
補助回路																												
制御回路																												
制御電源装置																												
電力貯蔵装置																												
建物																												
その他																												
合計																												

備考１．第4号、第5号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳報に記載されているもののみとする。

第１１表　送電線路の事故被害件数表

令和元年度　　（自家用電気工作物を設置する者）

被害箇所＼原因			設備不備		保守不備			自然災害							故意・過失				他物接触			腐食		震	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食	化学腐食		自社	他社				
架空電線路	電線																													
	支持物	木柱																												
		鉄柱																												
		鉄筋コンクリート柱																												
		鉄塔																												
		その他																												
	遮断器	油入遮断器																												
		真空遮断器																												
		空気遮断器																												
		磁気遮断器																												
		ガス遮断器																												
		その他遮断器																												
	断路器																													
	がいし	懸垂がいし																												
		長幹がいし（長幹支持がいしを含む。）																												
		ピンがいし（LPがいしを含む。）																												
	架空地線																													
	その他																													
	小計																													
地中電線路	ケーブル	CV・CVT																												
		OF																												
		その他																												
	圧油装置																													
	接続箱																													
	ケーブルヘッド																													
	その他																													
	小計																													
合計																														

備考１．第4号、第5号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳報に記載されているもののみとする。

第１２表　需要設備（高圧）の事故被害件数表

令和元年度　　（自家用電気工作物を設置する者）

被害箇所＼原因				設備不備		保守不備			自然災害							故意・過失			他物接触			腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
				製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食	化学腐食		自社	他社				
遮断器	油入遮断器（OCB）																														
	ガス遮断器（GCB）								1																					1	2
	真空遮断器（VCB）																													1	1
	高圧限流ヒューズ＋高圧負荷開閉器（PF＋S）																														
	その他																														
	小計								1																					2	3
変圧器	変圧器																													1	1
	配電用変圧器						1																								1
	所内変圧器																														
	小計						1																							1	2
周波数変換機器																															
整流機器																															
電力用コンデンサー									1																						1
調相機																															
分路リアクトル																															
直列リアクトル																															
電線及び支持物	電線	電線（絶縁電線を含む。）				1																									1
		接続箱																													
		ケーブル	CV																												
			CVT																												
			その他				1																								1
	支持物	木柱																													
		鉄柱																													
		鉄筋コンクリート柱																													
		鉄塔				1																									1
		がいし																													
		腕金																													
		その他																													
	小計					2	1																								3
その他						1			1																					1	3
合計						3	2		3																					4	12

備考１．第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載すること。ただし、詳報に記載されているもののみとする。

第１３表　需要設備における波及事故件数表（被害箇所、地絡・短絡の要因、波及要因）

令和元年度

（自家用電気工作物を設置する者）

事故のパターン	電気工作物 ＼ 原因		地絡・短絡の要因																										波及要因												
			設備不備		保守不備			自然災害							故意・過失				他物接触			腐食		震動	他事故及波		燃料不良	その他	不明	合計	区分開閉器未設置	区分開閉器不動作									電力会社再閉路不成功	その他	不明	合計
			製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食	化学腐食		自社	他社					誤投入・強制投入	保護協調不備	保護範囲外	保護継電器不良	保護継電器未設置	開閉器不良	その他	不明	小計				
区分開閉器の破損・誤操作等	柱上気中開閉器（PAS）	一次側				2																								2													
		本体内部	1	1	6	1									6	1				1									3	20													
		二次側＋制御機器													1	1														2													
	柱上ガス開閉器（PGS）	一次側				1																								1													
		本体内部			7	1																							2	10													
		二次側＋制御機器																																									
	地中線用気中開閉器（UAS）	一次側																																									
		本体内部																																									
		二次側＋制御機器																																									
	地中線用ガス開閉器（UGS）	一次側																																									
		本体内部																		1										1													
		二次側＋制御機器																																									
	その他	一次側																																									
		本体内部			1																									1													
		二次側＋制御機器																																									
	小計		1	1	14	5									7	2				2									5	37													
区分開閉器以外の電気工作物の破損・誤操作等	遮断器	油入遮断器（OCB）																																									
		ガス遮断器（GCB）																											1	1	1												1
		真空遮断器（VCB）			4	4									1															9	6							1	1	1	1		9
		高圧限流ヒューズ＋高圧負荷開閉器（PF＋S）																1												1	1												1
		その他																1												1	1												1
	変圧器	変圧器				1																								1	1												1
		配電用変圧器																																									
		所内変圧器			1																									1	1												1
	周波数変換機器																																										
	整流機器																																										
	電力用コンデンサー		1												1															2	1			1					1				2
	調相機																																										
	分路リアクトル																																										
	直列リアクトル																																										
	電線	電線（絶縁電線を含む。）			2														1	2										5	1		1					1	2	1	1		5
		接続箱																																									
		ケーブル CV			7	2									1			1		1										12	6	1	1		3				5			1	12
		ケーブル CVT			21	24									9	5		2		3									1	65	45	2	3	1	7		1	3	17	1		2	65
		ケーブル その他				1														1										2	1											1	2
		木柱																																									
		鉄柱																																									

支持物	鉄筋コンクリート柱				1										1													2												1	1	2
	鉄塔																																										
	がいし																																										
	腕金																																										
	その他																																										
開閉器類	高圧負荷開閉器	気中開閉器（AS）																																									
		ガス開閉器（GS）													1													1													1	1
		負荷開閉器（LBS）			5	1									3					5								14	10				1		1			2			2	14
		その他																																									
	断路器				3	1									6					1								11	5	2							1	3		1	2	11
	カットアウト																																										
	その他																																										
避雷器															1												1	2					2					2				2
変成器	計器用変成器（VT）														2	2		1										5					3					3		1	1	5
	変流器（CT）			1		1																						2					1	1				2				2
	零相変流器（ZCT）			1																								1	1													1
変流器																																											
電力貯蔵装置																																											
需要設備（低圧）																																											
その他				1											2			2										5	2				1					1			2	5
小計		1		46	35	1									27	8		8	1	13							3	143	83	5	5	2	18	1	2	3	3	39	3	5	13	143
合計		2	1	60	40	1									34	10		8	1	15							8	180	83	5	5	2	18	1	2	3	3	39	3	5	13	143

備考１．需要設備において発生した詳報対象となる波及事故について記載すること。
２．波及事故を２つのパターンに分類し、「地絡・短絡の要因」及び「波及に至った要因」についてそれぞれ記載すること。
(1)「区分開閉器の破損・誤操作等」：区分開閉器の破損や誤操作等が要因で波及事故に至った場合
(2)「区分開閉器以外の電気工作物の破損・誤操作等」：区分開閉器以外の電気工作物の破損や誤操作等が発生し、かつ、区分開閉器が未設置又は不動作、若しくは、電力会社の設備で再閉路が不成功の場合
３．「地絡・短絡の要因」となった電気工作物が複数ある場合には、より主要因と思われる電気工作物を1つだけ計上すること。

第1表　自家用電気工作物を設置する者の電気事故件数の推移（設備別）

事故発生箇所＼年度		H22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1
発電所	水力	6	9	10	19	10	18	24	19	12	12
	火力	91	66	82	75	62	48	67	72	67	83
	燃料電池	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	太陽電池	0	0	0	2	8	13	33	89	117	135
	風力	42	43	53	49	51	31	35	37	43	35
	計	139	118	145	145	131	111	159	217	239	265
変電所		1	1	1	1	1	1	3	1	1	0
送電線路及び特別高圧配電線路	架空	1	2	8	6	6	3	2	0	1	1
	地中	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
	計	1	2	8	7	6	4	2	0	1	1
高圧配電線路	架空	4	0	12	2	0	0	0	1	1	0
	地中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	0	12	2	0	0	0	1	1	0
低圧配電線路		2	2	0	0	1	0	1	0	0	0
需要設備		443	402	515	486	445	362	247	252	244	238
合計		590	525	681	641	584	478	412	471	486	504

（備考）自家用電気工作物を設置する者は、電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物を設置する者をいう。

第2表　自家用電気工作物を設置する者の電気事故件数の推移（事故種類別）

事故の種類	電気火災			感電死傷			電気工作物の破損等による死傷・物損			電気工作物の破損						他社事故波及（被害なし）	発電支障			電気事業法第106条に基づくその他の事故報告			事故総件数		
他社事故波及										主要電気工作物			その他の工作物												
年度	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	有	無	計	有	無	計	有	無	計
H22	1	4	5	13	54	67	3	20	23	11	128	139	201	40	241	113	0	2	2	0	2	2	342	248	590
23	0	3	3	0	49	49	0	9	9	2	121	123	221	1	222	118	0	1	1	0	1	1	341	184	525
24	0	11	11	1	63	64	0	10	10	0	151	151	366	0	366	79	0	0	0	0	0	0	446	235	681
25	0	6	6	1	67	68	0	12	12	0	130	130	345	15	360	65	0	0	0	0	0	0	411	230	641
26	3	6	9	0	55	55	0	14	14	0	132	132	136	104	240	135	0	0	0	0	0	0	274	310	584
27	1	2	3	1	54	55	0	18	18	0	108	108	74	3	77	218	0	0	0	0	0	0	293	185	478
28	0	8	8	3	53	56	0	10	10	0	150	150	154	0	154	36	0	6	6	0	1	1	185	227	412
29	0	5	5	0	51	51	0	14	14	0	214	214	48	0	48	141	0	4	4	0	1	1	189	282	471
30	0	7	7	0	50	50	0	32	32	0	218	218	125	0	125	57	0	6	6	0	1	1	182	304	486
R1	0	7	7	0	44	44	0	9	9	1	259	260	161	0	161	19	0	9	9	0	2	2	181	323	504

（備考）自家用電気工作物を設置する者は、電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物を設置する者をいう。

第1図　太陽電池発電所事故件数の推移

（自家用電気工作物を設置する者）

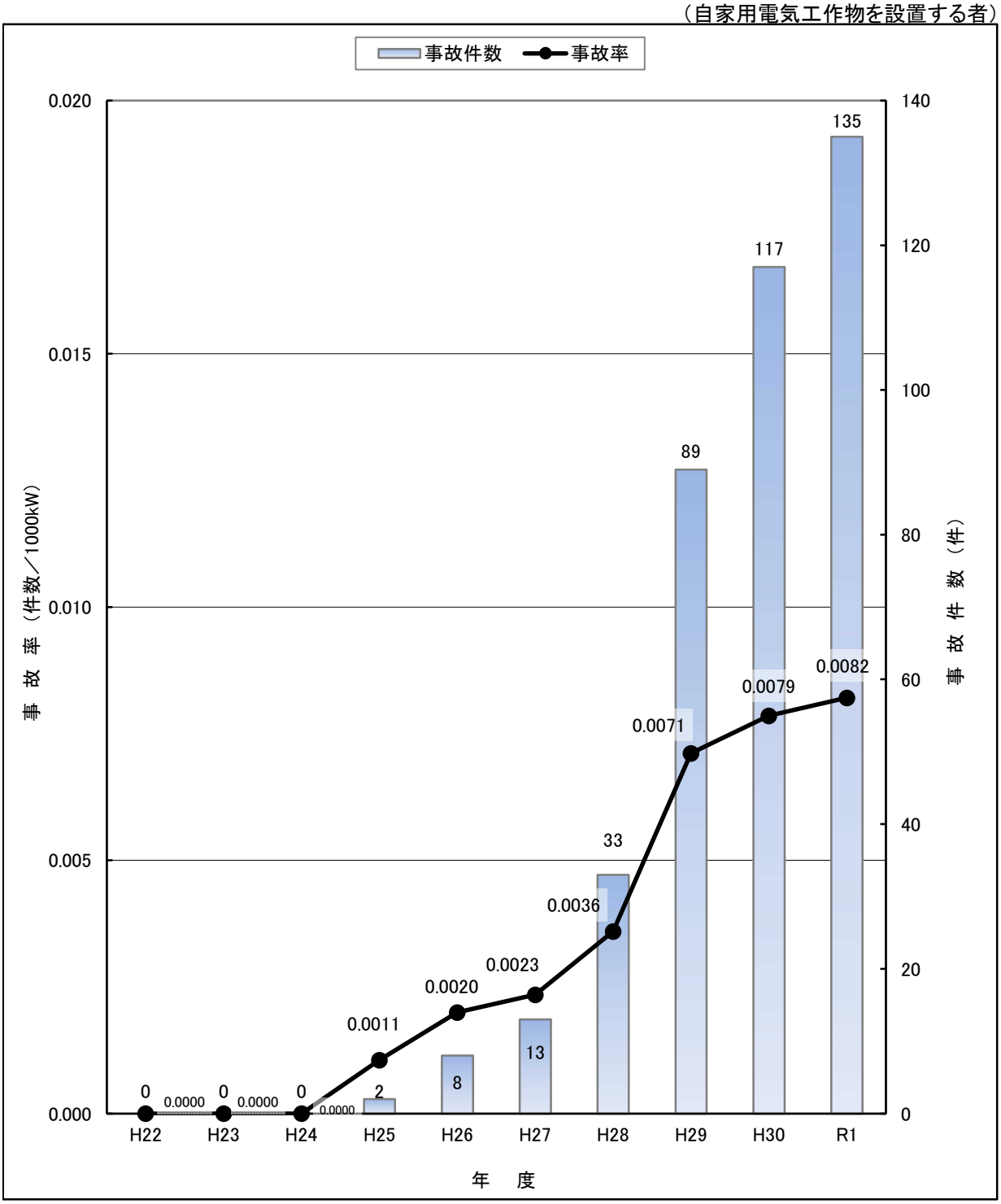

（備考）事故率は、出力1,000kW当たりの事故件数である。

第2図　風力発電所事故件数の推移

（自家用電気工作物を設置する者）

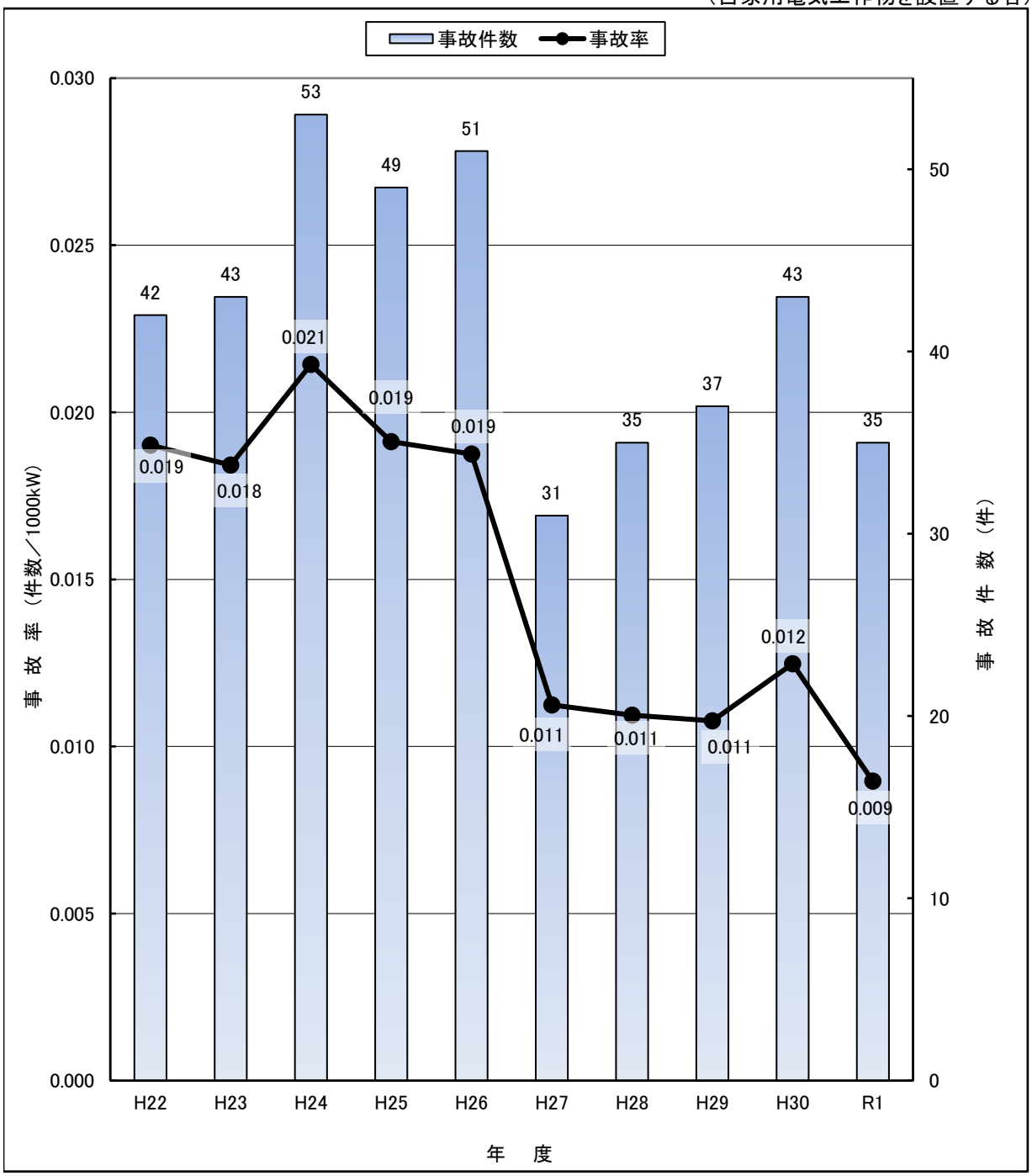

（備考）事故率は、出力1,000kW当たりの事故件数である。

第3図　感電死傷事故件数の推移

（自家用電気工作物を設置する者）

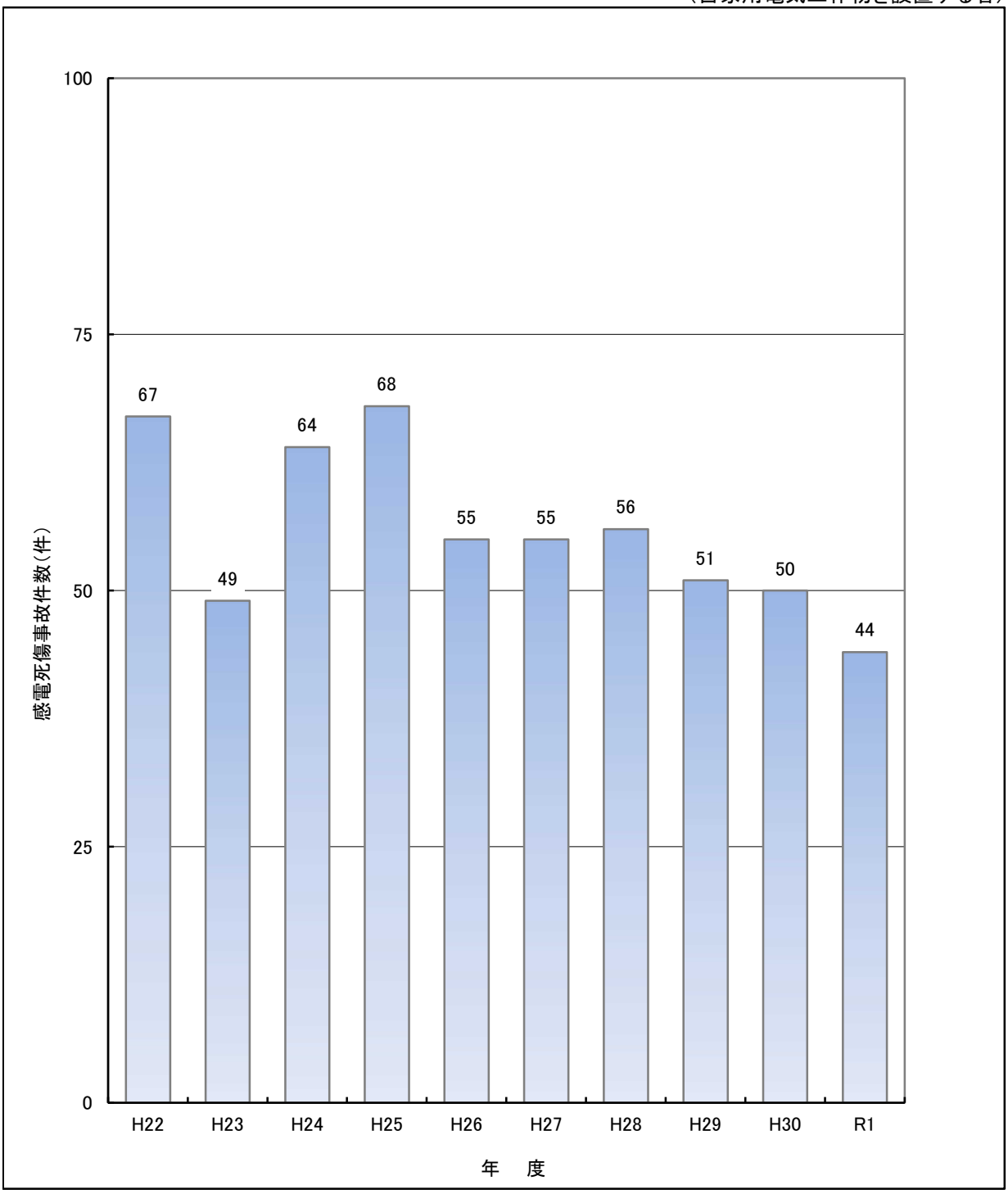

第4図　電気火災事故件数の推移
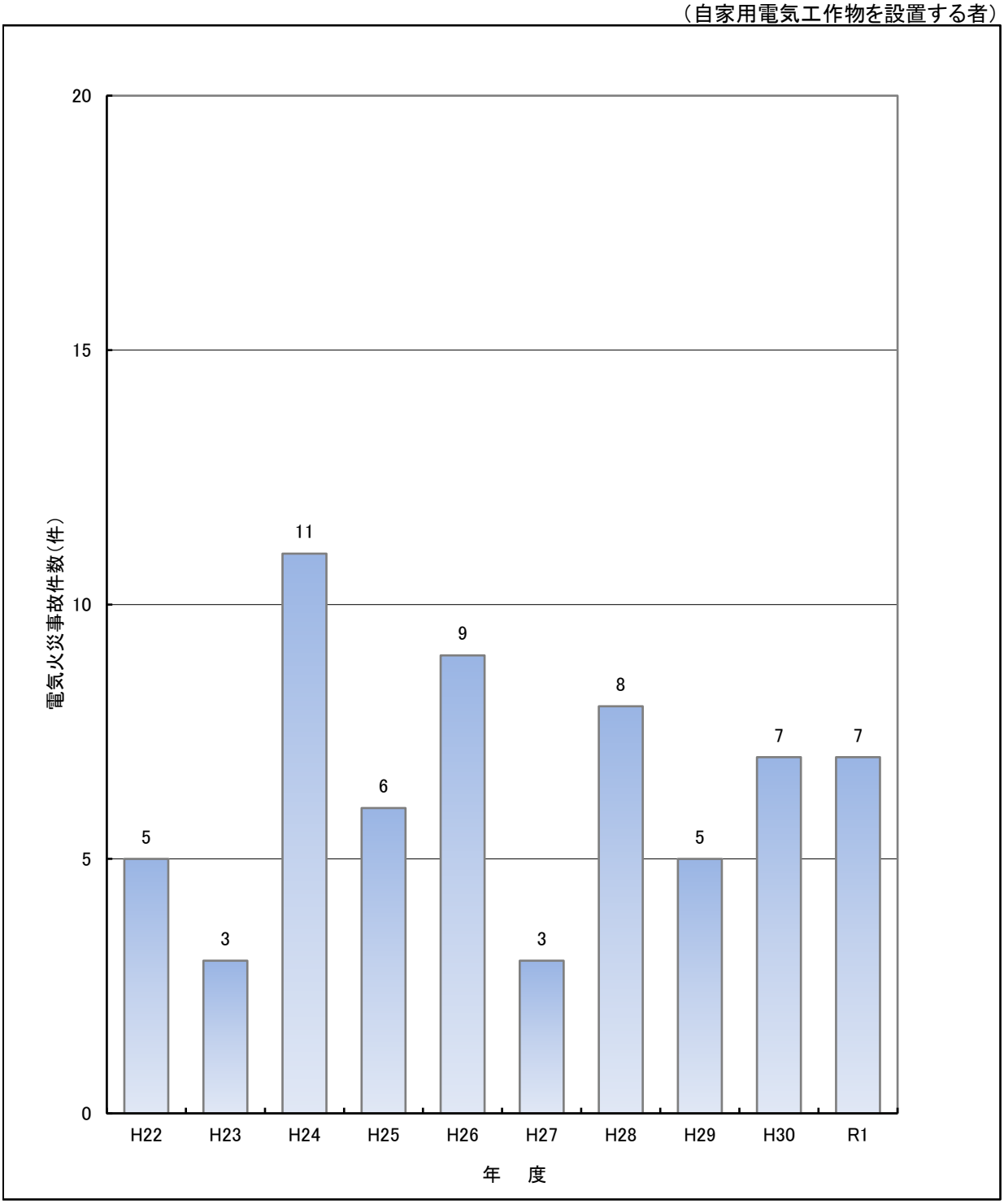
（自家用電気工作物を設置する者）